

令和7年度
第1回地域コミュニティ推進会議

日 時 令和7年4月16日(水)
時 間 13時30分～
場 所 役場大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 各自治振興会新役員の紹介

4 各課からの依頼・連絡事項

5 質 疑 応 答

6 情報交換・意見交換

7 閉 会

資 料 目 次

【企画総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 令和7年度東川町の予算について
- 2) 交通安全指導員の募集について

【適疎推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 自治振興区振興計画について
- 2) 乗合バス事業について
- 3) 旧東川駅跡再開発プロジェクトについて

【保健福祉課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 「地域小規模児童養護施設」の新たな計画について

【税務住民課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 衛生推進員会議について
- 2) 春の清掃について
- 3) 資源ごみの収集場所について
- 4) 指定収集日以外のごみ処理について
- 5) 野焼きについて
- 6) 宅地分譲について（土地開発公社）

【文化交流課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 第10回 高校生国際交流写真フェスティバル（通称：HIGASHIKAWA ユースフェス）について
- 2) 第5回「隈研吾&東川町」KAGU デザインコンペについて
- 3) 映画「カムイのうた」について

【日本語学校】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 日本語留学生の受け入れ状況について

【写真の町課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 写真の町事業の日程について
- 2) 写真の町実行委員会総会・写真甲子園実行委員会総会
- 3) 東川町文化ギャラリー展示計画について

【農業振興課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 蒸留所施設の進捗について
- 2) 林野火災予防について

【経済振興課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 中間管理住宅募集について
- 2) マイ家具ローンについて
- 3) 次世代定着化奨学金返済支援事業について
- 4) hometown friendship 事業について
- 5) 道草館の大規模改修事業について

【農地整備センター】・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 令和7年度 国営緊急農地再編整備事業大雪東川地区【施工予定】位置について
- 2) 令和7年度 国営緊急農地再編整備事業大雪東川地区【測量設計】位置について
- 3) 道営東川東部高原地区計画について

【都市建設課】・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 令和7年度投資的事業実施箇所について
- 2) 住宅新築の時などに活用できる町の各種資金支援制度について

【学校教育課】・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 東川町大学進学奨学助成金受給希望者募集について
- 2) 小中学校児童生徒数について

【大雪東消防署】・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 林野火災の注意喚起について
- 2) 消防団員募集について

【その他】・・・・・・・・・・・・・・・・P.

- 1) 各種団体会費の受領について
 - ①社会福祉協議会会費 ②日本赤十字社費
 - ③防犯協会会費 ④交通安全協会会費

【地域自治振興会からの提出議題】・・・・・・・・別冊

- 1) 町のバスについて（第一自治振興会）
- 2) 非常時の役場協力について（第三自治振興会）
- 3) コミセンの防犯対策について（第三自治振興会）

会議出席者・・・合計 名

東川町役場・・・・計 名

・菊地町長 ・市川副町長 ・佐藤副町長 ・杉山教育長

〈企画総務課〉 ・藤井課長 ・三島主幹 ・中村室長 ・久保主事

〈適疎推進課〉 ・窪田課長 〈保健福祉課〉 ・佐々木課長

〈税務住民課〉 ・矢ノ目課長 〈文化交流課〉 ・高石課長

〈多文化共生課〉 ・本多課長 〈写真の町課〉 ・大角課長

〈会計課〉 ・西原課長 〈農業振興課〉 ・朝倉課長

〈経済振興課〉 ・吉原課長 〈旭岳ビジターセンター〉・田渕所長

〈都市建設課〉 ・金山課長 〈農地整備センター〉・中山所長

〈学校教育課〉 ・竹田課長 〈生涯学習推進課〉 ・今野課長

〈子ども未来課〉 ・塚原課長 〈議会事務局〉 ・北局長

〈農業委員会事務局〉 ・工藤局長 〈診療所〉 ・藤川事務長

〈大雪消防組合東消防署〉 ・紙谷署長

〈大雪地区広域連合〉 ・佐々木事務局長

自治振興会・・・・計 名

〈中央自治振興会〉 4名

〈西部自治振興会〉 未定

〈第一自治振興会〉 4名

〈キトウシ自治振興会〉 3名

〈第三自治振興会〉 4名

令和7年度 東川町一般会計予算の概要

■一般会計予算規模

令和7年度	令和6年度	増減額	伸 率
153億2,900万円	166億3,600万円	▲13億700万円	▲7.86%

■各会計の概要 一般会計款別内訳

【歳入】

区 分	令和7年度	伸び率
町 税	1,025,634	4.5
地 方 譲 与 税	105,810	5.3
利 子 割 交 付 金	1,000	0.0
配 当 割 交 付 金	3,000	0.0
株式等譲渡所得割交付金	3,000	50.0
法 人 事 業 税 交 付 金	16,000	14.3
地 方 消 費 税 交 付 金	233,000	1.3
ゴルフ場利用税交付金	2,600	▲7.1
環 境 性 能 割 交 付 金	8,000	17.6
地 方 特 例 交 付 金	9,000	0.0
地 方 交 付 税	5,522,849	9.2
交通安全対策特別交付金	1,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	35,000	▲13.4
使 用 料 及 び 手 数 料	311,517	3.8
国 庫 支 出 金	1,240,580	▲8.7
道 支 出 金	506,042	5.8
財 産 収 入	38,093	2.7
寄 附 金	1,813,010	27.4
繰 入 金	1,115,809	31.7
繰 越 金	150,000	0.0
諸 収 入	493,256	▲4.2
町 債	2,694,800	▲46.9
歳 入 合 計	15,329,000	▲7.9

【歳出】

単位:千円

区 分	令和7年度	伸び率
議 会 費	58,663	8.6
総 務 費	5,188,658	14.8
民 生 費	1,311,763	13.9
衛 生 費	556,653	32.6
農 林 業 費	1,469,892	▲56.8
商 工 費	321,375	▲83.6
土 木 費	1,006,312	20.4
消 防 費	204,946	4.5
教 育 費	1,742,578	44.9
災 害 復 旧 費	3	0.0
公 債 費	2,328,789	20.5
諸 支 出 金	1,129,368	19.3
予 備 費	10,000	0.0
歳 出 合 計	15,329,000	▲7.9

特別会計内訳

区 分	令和7年度	伸び率
公 共 下 水 道 事 業	529,000	▲16.2
町 立 診 療 所	505,000	5.0
計	1,034,000	▲7.0

■一般会計における予算の特徴

令和7年度の一般会計予算は、153億2,900万円で前年比13億700万円、7.86%減となりました。予算編成にあたっては、「東川町新まちづくり計画2024」に基づき、「適疎なまちづくり」の推進のため、従来からの特徴的な取り組みを継続しつつも、未来へ繋げる新たな事業を盛り込みながら、町の成長を促すための施策や課題への対応を図るべく、特定財源の確保に努め、将来負担にも配慮した予算となっています。

予算総額「153億2,900万円」は「一（いち）・期（ご）・皆に・福きたる」予算として、東川町に暮らす全ての人が生涯にわたり笑顔で幸せに過ごせるよう、新まちづくり計画の基本理念である、大雪山の恵みを受けて、豊かな暮らしを共に育むまちづくりを、力強くスタートさせるための予算としています。

歳入では、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いていることや、人口増等により、町税は前年度比44,188千円・4.5%の増が見込まれる他、辺地債など有利な起債による補てん、国の重点施策への寄与など近年の財政需要の増を考慮し、地方交付税で前年度比466,195千円・9.2%増、大型ハード事業の建設ピークが過ぎたことにより、町債で前年度比2,382,700千円・46.9%減、ひがしかわ株主制度を積極的に活用した収入を見込み寄附金は、前年度費390,000千円・27.4%増を見込んでいます。

歳出における投資的事業では、万年橋橋梁長寿命化修繕事業、西5号道路改良事業、農村体験施設整備事業、東川ゆめ公園整備事業などを予定し、これらの財源については、国・道の補助金のほか、東川辺地地域における辺地対策事業債を充当するなど特定財源の確保に努めました。ソフト事業は、地域公共交通事業では新たなサービスの導入実施、写真の町40周年記念事業や高齢者の介護予防事業として新たな通所型サービス事業を実施する他、地方創生推進交付金事業（4事業）、及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）事業による特定財源の確保に努め、国際観光事業、日本語教育事業、地域おこし協力隊事業など、特別交付税の対象となる事業の充実、予防接種事業や生活飲用水管理事業等の保健衛生事業、国営緊急農地再編整備事業の実施に伴う換地事業、恵みの田園づくり支援事業、林業振興、観光振興事業などによる基幹産業の振興、民間住宅施策住宅機能向上事業、幼児センター管理事業等の子育て環境の拡充などの事業費を計上しています。

■主要事業 ○新規事業 ●継続事業

【投資的事業】

●空き家対策推進事業45,000（空き家対策総合支援事業補助金）●万年橋橋梁長寿命化修繕事業248,700（社会資本整備交付金・辺地債事業）●西5号道路改良事業171,600（社会資本整備交付金・辺地債事業）●清流東団地ストック総合改善事業50,000（社会資本整備交付金・公営住宅債事業）●高齢者福祉複合交流拠点整備事業80,000（辺地債事業）●第34飲料水供給施設整備事業178,600（辺地債事業）●農村体験施設整備事業438,700（辺地債事業）●カントリーエレベーター整備事業650,000（辺地債事業）●町営バス車両購入事業50,000（辺地債事業）●上岐登半道路改良事業78,300（辺地債事業）○東川ゆめ公園整備事業687,670（辺地債事業）

【ソフト事業】

○地域公共交通対策事業・適疎なまち推進事業185,639●議会管理事務費11,297（[新]議会DX推進事業）●「写真の町」ひがしかわ株主事業78,900●写真の町国際化推進事業33,100（[新]写真の町40周年記念事業）●外国人留学生支援事業602,239●地域おこし協力隊事業420,578●地方創生推進交付金事業353,952●地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）事業385,945●防犯施設維持管理事業6,434（[新]防犯灯光熱費町負担）●介護予防事業44,568（[新]通所型サービス事業）●子ども医療費給付事業47,563●生活飲用水管理事業29,737●恵みの田園づくり支援事業27,300●国営換地事業15,008●商工振興事業21,823●学校給食事業122,936●小学校・中学校教育振興事業43,000●第三の居場所整備事業29,084●幼児センター管理事業226,636

あなたのその一歩が 東川町の安心につながります。 ～交通安全指導員の募集について～

町では、交通安全意識の啓もうや、街頭立哨などの活動を行う、交通安全指導員を募集しています。興味のある方、ご推薦いただける方等いらっしゃいましたら、役場企画総務課までお知らせください。

主な活動内容

街頭立哨（児童の登下校時誘導・交通指導）
交通安全教室での指導・意識啓発 ほか

活動頻度

街頭立哨：月 2 回の朝（7:30～8:30）※春・秋の交通安全運動期間は月 3～4 回
その他、町のイベントや交通安全教室への参加

報酬

街頭立哨	日額 2,000 円
交通安全教室、町イベント等（4 時間未満）	日額 4,000 円
交通安全教室、町イベント等（4 時間以上）	日額 6,000 円

その他

制服貸与
その他ご不明な点等ありましたら下記までお問い合わせください

お問い合わせ連絡先

東川町役場企画総務課（担当：藤井、久保、仲川）
0 1 6 6 - 8 2 - 2 1 1 1（内 2 2 7）



HIGASHIKAWA THE TOWN OF PHOTOGRAPHY

◇自治振興区振興計画について

- 計画の策定については、自治振興会だより等を通じて各世帯に周知されます。
- 各戸への計画書の配布については、該当する振興会の計画書を5月号の広報と併せて配布されます。
- 計画に関する役場の相談窓口を企画総務課に一本化し、案件に応じて適疎推進課などの関係課との連携を見込んでいます。
- コミュニティ推進会議の機会を利用しながらPDCAサイクルを回していくことを見込んでいます。

◇乗合バス事業について：4月10日までの運用状況

- 159名の方が登録
- 自治振興会別で見ると、中央71名、西部19名、第一18名、キトウシ14名、第三34名。
- 年齢別では、小学生2名、中学生2名、高校生4名、65歳以上66名、その他85名。
- 利用者数は延べ59名で、実人員は24名。
- 利用の多い時間帯は朝9時が19名、15時が15名、7時30分が10名。
- 利用者を年代別でみると、10代1名、30代3名、40代1名、50代16名、60代8名、70代13名、80代13名、90代4名

◇旧東川駅跡再開発プロジェクトについて

- 東川町が推進する様々なプロジェクトとの連動の中で本プロジェクトを推進することにより、**新まちづくり計画2024の基本理念である「大雪山の恵みを受けて、豊かな暮らしを共に育むまちづくり」の実現**を目指すことが考えられる。

旧東川駅跡再開発プロジェクトのねらい

町が推進する様々なプロジェクトとの連動と町民との協働を図りながら本プロジェクトを推進

- 地域特有の生活文化の振興
- 町民が文化や芸術に触れる機会の創出
- 織田コレクションの活用とデザインスクール等の推進
- 町の歴史や地域価値の可視化

文化

社会

旧東川駅跡

町民をはじめとして東川町に関わる人たちと共に、町の資源を活用し、まちづくりの課題解決、地域経済の活性化、ウェルビーイングの実現に資する様々な活動



- 地域コミュニティの活性化
- 新たな公共交通システムの構築
- ゼロカーボンシティの実現
- 若い世代のUターンを促進する雇用創出・起業支援等

- 町民、株主など東川ファンを対象とした世代や立場を超えた学びの機会・場の創出
- 地域の特色を活かした学校づくり
- 教育関連ビジネスの振興
- 留学生ネットワークの活用 等

教育

経済

- 農産物の付加価値化と販売促進
- 家具・木工業の振興とブランド化の推進
- 商工業・観光業の振興・起業支援
- オフィシャルパートナー制度を活用したサテライト拠点開発、事業連携の推進
- 事業承継や人材育成、東川発ベンチャービジネスの開発支援 等

新まちづくり計画2024の基本理念を実現

大雪山の恵みを受けて、豊かな暮らしを共に育むまちづくり

今後の進め方

- 令和6年度は基礎調査および既存施設の構造調査を実施した。
- 令和7年度は、本調査の結果を出発点として、より広く意見を聴取しながら基本構想を策定することが考えられる。

各年度の実施事項（案）

令和6年度

- 旧東川駅跡再開発プロジェクト基本構想策定のための基礎調査を実施
- 東川町 文化関係人口発信・活用拠点調査構造改修に関する検討を実施

本調査報告書の作成

スケジュール（例）※

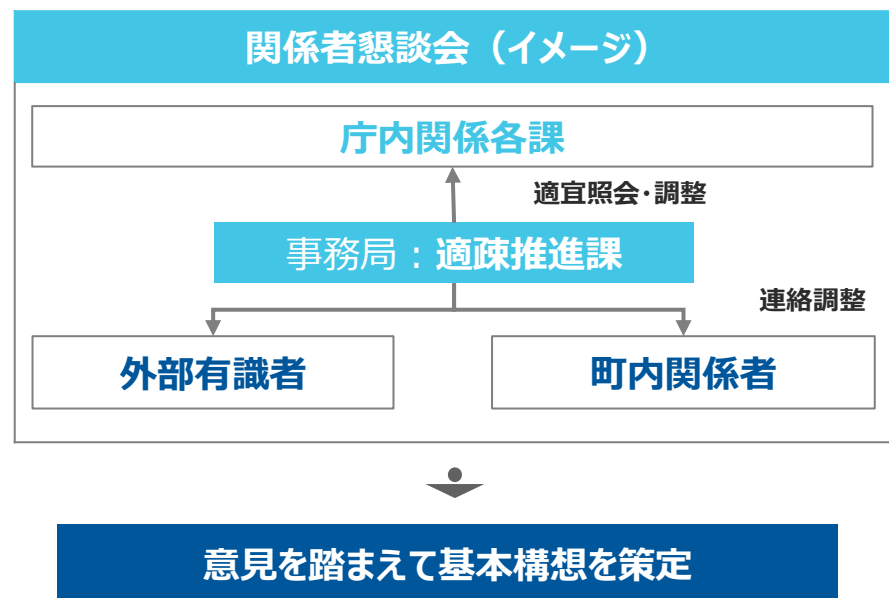
4月	関係者への展開（議会など）
6月	関係者懇談会開始
1～2月	関係者懇談会終了
3月	旧東川駅跡地再開発事業基本構想策定

※あくまで現段階の仮定であり、状況により変更の可能性がある。

令和7年度

※関係者懇談会のイメージ

目的：町内関係者および外部有識者を交えて本プロジェクトに関する意向を聴取・整理し、基本構想へ反映する。



「地域小規模児童養護施設」の新たな計画について

1. 町内既施設

開設日 令和5年4月1日
開設場所 東川町東町3丁目6-17
施設名称 地域小規模児童養護施設 『旭の家』 定員6名

2. 運営法人名等

法人名 社会福祉法人 美深育成園
法人所在地 中川郡美深町字敷島 283 番地

社会福祉事業の実施状況

- ・ 法人本部
- ・ 施設 美深育成園 定員 33 名 (39 名⇒33 名へ)
- ・ 子ども家庭支援センター
- ・ 地域小規模児童養護施設 星の家（稚内市） 定員 6 名
法人リーフレット 別添のとおり

3. 児童養護施設の小規模化・地域分散化、地域小規模児童養護施設

保護者のいない児童や、虐待・貧困などにより親と一緒に暮らせない「要保護児童」は全国に約 45,000 人、このうち**児童養護施設などで生活する児童と、里親の家庭で養育される児童の人数比は 9 : 1**であり、欧米の主要国では約半数以上が里親家庭で養育されており、**日本では施設養護の割合が高い実態。**

子どもの成長には、**親やその代わりとなる養育者と信頼関係を育む「愛着形成」が必要**であり、愛着は、養育者と子どもが生活を共にすることで、日常的な世話やコミュニケーションを通して形成されることから、十分な愛着形成を行なうため、**より家庭に近い形での養育が必要。**

要保護児童がより家庭に近い環境で生活できるよう、**社会的養護の基盤作りが進められており**、2016 年、児童福祉法が改正され「**家庭養育優先原則**」が示され、児童養護施設の小規模化・地域分散化が求められている。

4. 新たな計画について

施設には職員（保育士、児童指導員、宿直専門員等）が 24 時間常駐し、子どもと寝食を共にして学習支援を行い養育するが、入居対象となる子ども 2 歳から 18 歳で個室を備えるも施設内は男女混合であり、年頃の子どもの受け入れる際には配慮が必要となる懸念がある。

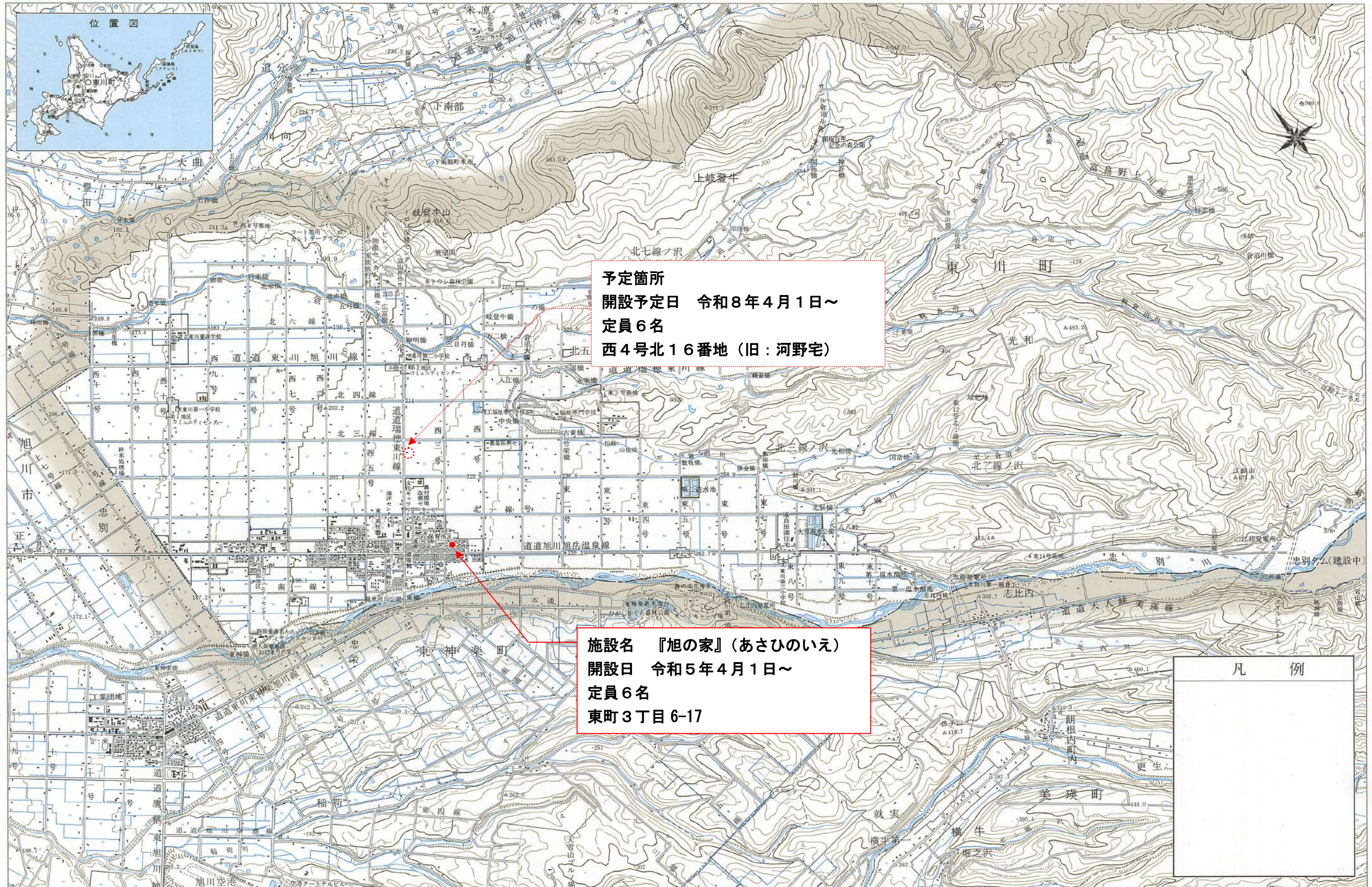
本町の利点としては地域に養護学校があり、旭川児童相談所からも近く、また昨今の福祉人材不足に対しては旭川福祉専門学校があり確保が期待できる等のことから、1 棟追加し開設したい旨の問い合わせがある。

開設時期 令和8年4月1日
開設場所（予定） 東川町西4号北16番地（旧：河野宅）

町内における小規模児童養護施設

東川町要図

この地図は国土地理院長の承認を得て同院発行
の五万分の一地形図を複製したものである。
(承認番号) 平 13 道根, 第 137 号



東川町役場





ホーム内食堂



創設者 松浦カツ夫人像



園内公園



事務棟



懐かしい旧A舎・現在 草鹿こすえ記念館



正門付近

美深子ども家庭支援センター

センターの目的

美深子ども家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に基づく児童福祉施設です。地域の児童福祉に関する問題について、児童・家庭・地域住民その他から相談に応じ、必要な助言を行うと共に、児童相談所・教育機関・児童福祉施設等の関係機関と連携しながら、援助を総合的に行うことを目的としています。

◎心理士による面接や各種発達検査、知能検査も行います。

子どものなやみ、
親のなやみ、
心配なことを
ご相談ください

相談は無料で
24時間受け付け
ています。
相談の秘密は
守ります。

- *落ち着きがないこと
- *言葉が遅いこと
- *家族のこと
- *友達のこと
- *学校に行き
たがらないこと
- *生活態度のこと
- *しつけのこと

どうしよう…

どうしよう…

どうしよう…

悩んでませんか？
一緒に考えましょう。

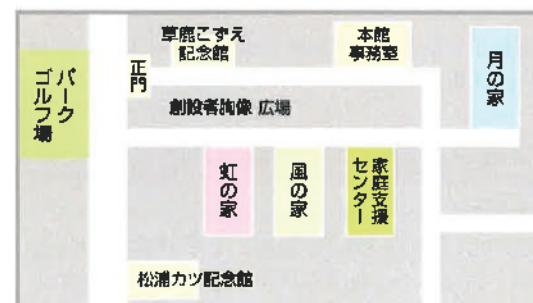
児童養護施設 びふか いくせいえん 美深育成園

養育基本理念
人間の尊厳

「児童の境遇に共感すること」

児童一人ひとりの存在の重さを
感得すること

児童がかげがえのない存在で
あると実感できるように
養育すること



社会福祉法人 美深育成園

●児童養護施設 美深育成園

〒098-2214 北海道中川郡美深町字敷島283番地

TEL/FAX 01656-2-1554

E-mail bihukaikuseien@if-n.ne.jp

HPアドレス <http://bihukaikuseien.hjk.ne.jp>

●美深子ども家庭支援センター

(育成園住所と同じ)

TEL/FAX 01656-9-2500

E-mail bihukakodomo@if-n.ne.jp

●地域小規模児童養護施設

〒097-0003 稚内市こまどり4丁目5番10号 TEL/FAX 0162-73-0580

児童養護施設 美深育成園

創立者と法人沿革

●創立者



松浦カツ 夫人

昭和62年永眠 享年85歳

●法人沿革の概要

昭和20年 9月	樺太からの引揚げ孤児を松浦カツ夫人が自宅に引き取る
昭和23年 1月	児童福祉法が施行され、財団法人北海道夫人共立愛子会を設立(美深国の子寮) 松浦カツ夫人、初代施設長に就任する
昭和34年 9月	組織変更し、社会福祉法人美深育成園となる
平成15年 4月	美深子ども家庭支援センター開設
平成23年 12月	園舎改築、本館改修工事竣工
平成25年 4月	美深子ども家庭支援センター本館に移転
令和 2年 4月	美深子ども家庭支援センター元星の家に移転
令和 3年 4月	地域小規模児童養護施設開設(稚内市)

法人の方針

法人理念

法人は人なり、人は財産なり

組織は人で構成され、人が成長していけば、組織も成長します。規模の大きさで一番になる必要はないが、組織の一員として、その役割を果たし、自己の能力を引き上げる努力を惜しまない事では一番となる事を目指します。

養育理念

人間の尊厳

創立者、松浦カツ氏の「個」を大切にする「人間の尊厳」を基に、一人ひとりの人格を尊重し、人格に寄り添い互いの違いを認め合う中で、社会人として自立していく基礎を養うことです。

施設の目的

美深育成園は児童福祉法第41条に基づいた児童養護施設です。保護者のいない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する1歳から18歳までの児童が人所し、家庭に代わって養育する施設です。社会的自立に向けた様々な支援を行い、あわせて退所後も相談に応じるなど自立のための援助を行います。施設人所は、児童相談所の措置によります。

歴代理事長と施設長

●理事長

回次	氏 名	就任年月
1	松浦 カツ	昭和 34. 9
2	高橋 順	昭和 51. 5
3	松浦 光二	昭和 55. 3
4	木下 茂幸	平成 9.12
5	谷口 正夫	平成 15. 4
6	成毛 久則	平成 17. 1
7	渡辺 賢一	令和 2. 8

●施設長

回次	氏 名	就任年月
1	松浦 カツ	昭和 23. 1
2	木下 茂幸	昭和 34. 9
3	本平 武士	平成 17. 1
4	竹内 努	平成 19. 2
5	長野 正稔	平成 23. 5

法人の概要

●法人

事業開始 昭和20年 9月10日
法人認可 昭和20年11月23日
設立年月日 昭和34年 9月26日 (社会福祉法人美深育成園)
児童定員 45人
施設長 長野 正稔
職員 園長・事務局長・管理栄養士・事務局長・保育士・児童指導員・特殊勤務員・調理員・嘱託医

●子ども家庭支援センター

開設年月日 平成15年 4月 1日
センター長 長野 正稔
職員 相談員・心理士(非常勤)

園舎(ホーム)の概要

●形態・小舎・中舎制

各棟(ホーム)の児童定数は12~13名で、職員定数は処遇担当4名と調理員1名です。

●生活日課

挨拶の励行、日常生活技術の向上を目標に、より家庭に近い養育を目指しています。

子どもたちは、それぞれクラブ活動や少年団活動などに参加し、高校生はアルバイトなど充実した生活を送っています。

06:00~06:30	起床
06:45~07:30	朝食、登校
08:00~15:00	学校、部活、余暇等
16:00~	学習
17:30~19:00	夕食
18:30~	入浴、自由時間、学習
20:00~22:00	就寝(小学生は20:00就寝)

●各ホーム

虹の家(女子棟)	外壁色(ボルドーレッド)	2階建 約580m ²
風の家(男子棟)	外壁色(ライトグリーン)	2階建 約580m ²
月の家(男・女混合棟)	外壁色(アイアンシルバー)	2階建 約620m ²
子ども家庭支援センター(箱庭療法室)	外壁色(パーグリーン)	2階建 約580m ²

各ホームに職員用住宅4戸併設されています。

●本館事務棟

園長室・事務室・会議室・食品仕分室 2階建 約360m²
親子生活訓練室・心理療法室・医務室

●施設敷地総面積 約25,700m² (7,770坪)

●地域小規模児童養護施設 定数6名



虹の家



風の家



月の家



子ども家庭支援センター



ホーム内居間



地域小規模児童養護施設 星の家

税務住民課からのお知らせ

1. 衛生推進員会議について

- ・と き：4月23日(水)18時30分～
- ・ところ：役場大会議室
- ・その他：「公共用ごみ袋」を配布しますので、会議当日に必要な枚数を申し出てください。
会議に欠席の場合は、税務住民課住民室までお越しください。

2. 春の清掃について（本年は4月27日（日）に設定）

① ごみ袋について

- ・各町内会で実施する春の清掃のごみは「公共ごみ」となります。
税務住民課住民室で必要枚数を配布いたしますので、窓口までお越しください。
- ・ごみ袋にはマジックで「町内会名」を記入して使用ください。

② ごみの分別等について

- ・春の清掃で出た汚れたペットボトルや空き缶は資源になりません。
汚れたペットボトルは「燃やせるごみ」、汚れた缶類は「燃やせないごみ」に分別して出してください。
- ・収集したごみは、町内会で保管し町内会の指定された収集日に出してください。

③ 土砂の集積と受入について

今年も花本建設㈱様のご厚意により土砂を受け入れて頂けます。

- ・土砂受入場所：花本建設㈱資源リサイクル部（東9号南9番地）
- ・受け入れ日時：4月27日（日）午前7時30分～8時30分
- ・受け入れ要件：道路側溝等の土砂は、事前に引き上げ水気を切ってください。
ごみが混入した土砂及び袋に入った土砂は受け入れできません

3. 資源ごみの収集場所について

- ・資源ごみの収集はステーション（指定収集場所）での収集となっておりますので各地区の収集日に、朝8：30までにお出してください。
- ・各地区の収集日は、「東川町ごみ分別ガイド」をご確認ください。
各町内会の戸数や班数によってステーションの数を決めておりますが、増設の希望がある場合は、税務住民課までお問合せください。
- ・ごみステーションの新設又は更新される場合は、支援対象経費の2分の1、限度額10万円の補助制度がございます。

4. 指定収集日以外のごみ処理について

① しらかば清掃センターへの持ち込み

しらかば清掃センターへ搬入するときは、ごみの種類によって降ろす場所が異なりますので、通常の分別収集の方法と同様に分別してください。

- ・手数料：80円／10kg 毎
- ・受入日：月曜日～土曜日※年末年始は除く
- ・時 間：午前8時30分～午後5時15分
※午後4時30分までに入場してください。
- ・その他：本人確認書の提示が必要です。
令和8年度よりゴミ処理手数料が80円／kg から200円／kg へ改定となります。

② 吉野清掃商事への持ち込み

- ・場 所：吉野清掃商事東川営業所（東川町北町3丁目5－10）
- ・受入日：月曜日～金曜日（燃やせるゴミ、燃やせないゴミ）
金曜日（資源ごみ）
※年末年始は除く
- ・時 間：午前7時30分～午前9時30分
- ・その他：本人確認書の提示が必要です。
指定の分別ごみ袋に入れて持ち込みください

5. 野焼きについて

・廃棄物の焼却（野焼き）は法律で原則禁止とされています。（違反の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。）
ただし、農業又は林業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却等、例外的に認められる場合があります。

雪解けが進み、春の営農活動が始まりますが、野焼きをする場合は、次のことに注意してください。

- ・煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる
- ・風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ・草木などはよく乾かし煙の発生量を抑える
- ・ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする

6. 宅地分譲について

- ・団 地 名：ガーデン・コートキトウシⅢ
- ・区 画 数：10区画
- ・面 積：296.62㎡（89.72坪）～348.50㎡（105.42坪）
- ・募集開始：令和7年5月下旬（予定）※町民優先募集

文化交流課

1 第10回 高校生国際交流写真フェスティバル（通称：HIGASHIKAWA ユースフェス）

世界の国・地域より23校の高校生が、東川町で写真を通じ交流をします。町の皆様と連携し多数の言語や受入れ対応を実施できるところも、東川ならではのユースフェスの見どころです。本イベント以外も、沢山のお客様が海外から東川町に訪問されますので、暖かなご声援をお願いいたします。

- ・ユースフェス期間 8月18日（月）～24日（日）
開会式 8月19日（火） せんとぴゅあ I 講堂
表彰式、閉会式 8月23日（土） せんとぴゅあ I 講堂

2 第5回「隈研吾&東川町」KAGU デザインコンペ

世界の若者を対象としたKAGUデザインコンペを建築家 隈研吾氏と連携し開催。若者の人材育成（第4回：世界より440件の応募）、町内家具事業者と連携による優秀なデザインの製品化も見どころ。公開プレゼンも実施、家具のまちとしての東川町を盛り上げます。

- ・優秀作品10点の公開プレゼン、最終審査、表彰式 3月予定（せんとぴゅあ I 講堂）

3 映画「カムイのうた」について

- （1）北海道上映 令和5年11月23日より公開 13館で上映 令和6年7月終了
- （2）全国上映 令和6年1月26日より公開 58館で上映 令和6年11月終了
- （3）地域上映のご協力依頼について

これまで国内80か所、国外8か所で上映しております。北海道・大雪山の文化発信として無償での上映が可能です。皆様のご紹介をお願いいたします。町民の皆様の活動での上映会も可能となっておりますので、ご活用ください。

地域上映（自主上映）の申込・ご相談について

映画『カムイのうた』のブルーレイディスクを無料で貸出いたします。WEBページまたは文化交流課までご連絡ください。

東川町・北海道新聞連携サイト



地域上映はこちらから



写真の町課

(1) 写真の町事業の日程について

■写真の町 40 周年（満 40 歳）バースデー記念イベント

- 日 程 令和 7 年 6 月 1 日（日）
- ・奥田實写真展（文化ギャラリー）
 - ・加藤登紀子コンサート 2025（せんとぴゅあ I 講堂）
 - ・東川手筒炎友会による手筒花火
 - ・写真の町 40 周年記念誌発行 ほか

■第 41 回東川町国際写真フェスティバル「フォトフェスタ 2025」

- 日 程 令和 7 年 8 月 2 日（土）～8 月 3 日（日）
- ・写真の町東川賞授賞式 8 月 2 日（土）
 - ・写真の町東川賞受賞作家作品展 8 月 2 日（土）～9 月 1 日（月）
 - ・写真の町東川賞受賞作家フォーラム 8 月 3 日（日）
 - ・各種写真展、ワークショップ等のイベント

-
- ・第 41 回写真の町東川賞受賞作家発表 令和 7 年 5 月 1 日（木）

■第 32 回全国高等学校写真選手権大会「写真甲子園 2025」

- 日 程 令和 7 年 7 月 29（火）～8 月 1 日（金）
- ・開 会 式 7 月 29 日（火） ※ホームステイ実施
 - ・撮影、作品制作、 7 月 30 日（水）～8 月 1 日（金）
公開審査会等
 - ・表彰式・閉会式 8 月 1 日（金）

-
- ・初戦応募締切り 5 月 15 日（木）
 - ・初戦審査会 5 月 22 日（木）
 - ・ブロック審査会 6 月 7 日（土）～8 日（日）

(2) 写真の町実行委員会総会・写真甲子園実行委員会総会

- ・日 時 令和 7 年 4 月 18 日（金）
10 時 00 分～写真甲子園実行委員会総会
13 時 30 分～写真の町実行委員会総会
- ・場 所 役場大会議室

(3) 東川町文化ギャラリー展示計画について（前半部分の主なもの）

- ・第 20 回ひがしかわ大写真展（4 月 21 日（月）まで）
- ・中西敏貴写真展（4 月 26 日（土）～5 月 26 日（月））
- ・奥田實写真展【写真の町 40 周年記念事業】（5 月 31 日（土）～6 月 23 日（月））
- ・第 41 回写真の町東川賞受賞作家作品展（8 月 2 日（土）～9 月 1 日（月））

蒸留所施設の進捗について

令和6年度から公設民営酒蔵「三千櫻酒造」の南側に公設民営蒸留所の建設工事を開始しました。

現在の進捗状況は、輸入品となる蒸留設備の一部において納品が遅れていましたが、横浜港に到着し、苫小牧港経由で東川町に到着後、接続工事等を実施し、令和7年4月30日に完成いたします。

運営は丹丘蒸留所株式会社（香港企業であるPTG（パフュームツリージン）100%出資子会社の日本法人）となり、PTGが日本進出の相談をJETRO香港に持ち込み、JETROから東川町を推薦頂いたことから実現するものです。

工事の完了と検定により町に引き渡し後、速やかに町と丹丘蒸留所株式会社の間で、土地賃貸借契約、施設整備負担金、建物賃貸借契約を締結。

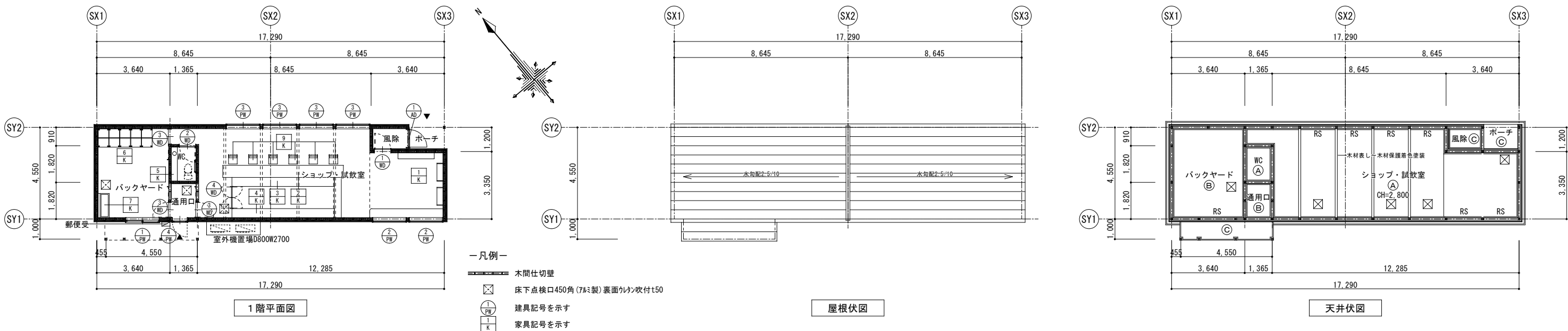
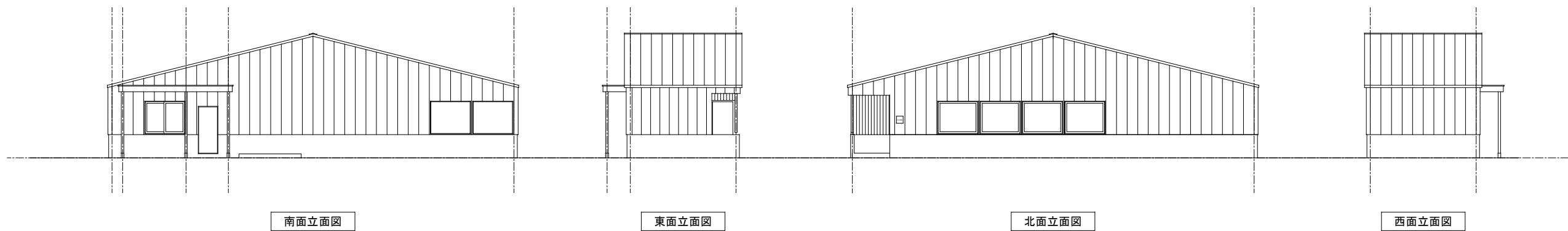
その後、

- ・専門業者による容量検査
- ・税務署の实地検査
- ・酒類製造免許の取得

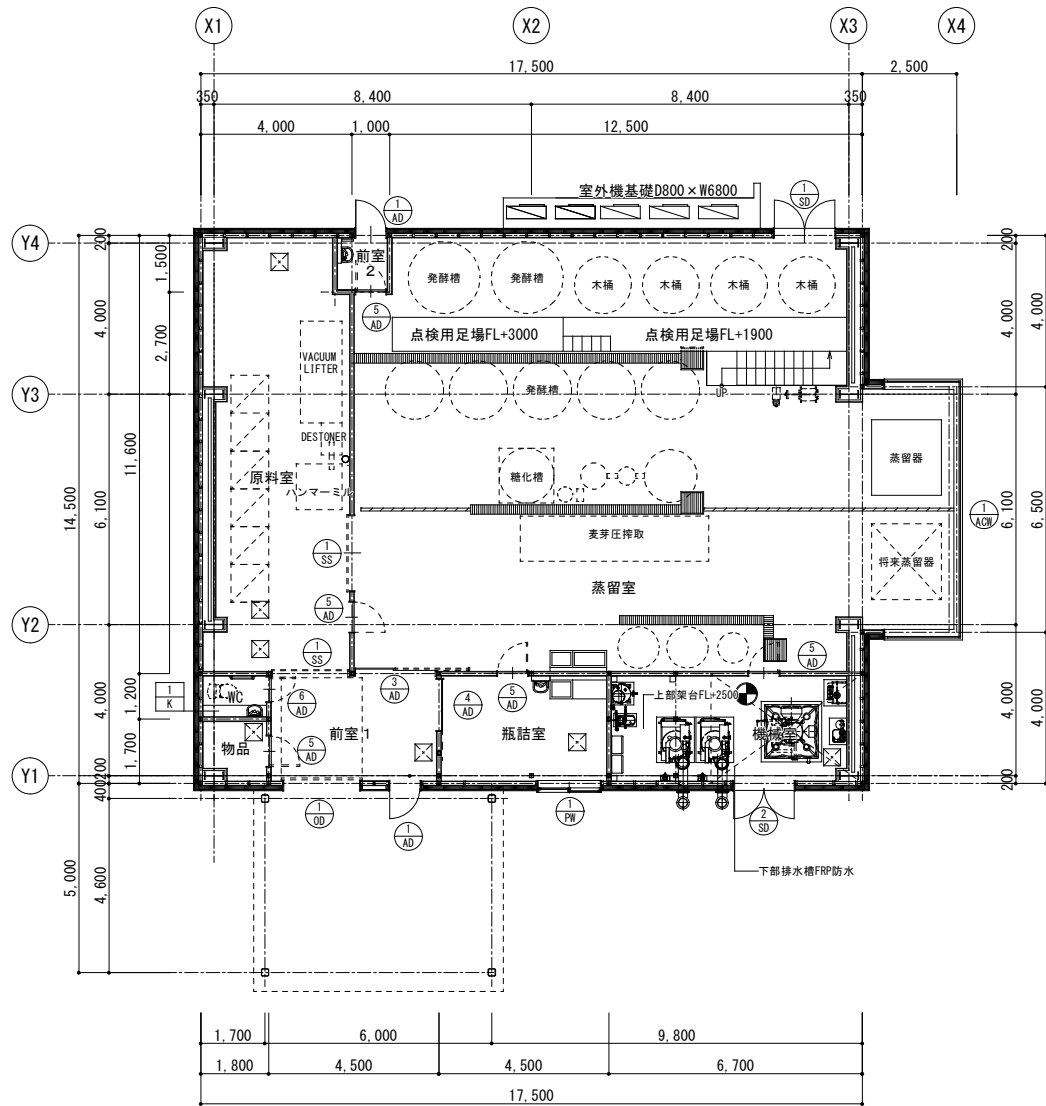
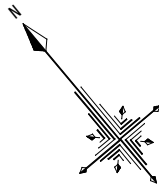
上記の手続きを踏まえて、ジンとウイスキーを製造し、早ければ令和7年7月下旬に、ファーストロットの東川ジンが、3年後にはウイスキーが完成し販売される予定です。

ファーストロットの東川ジンの製造にあわせて、お披露目会や町内のイベントなどで町民に知ってもらい、創出、香港からのインバウンド誘致、留学生誘致、東川特産品PR及び販売などでも連携を深める計画です。

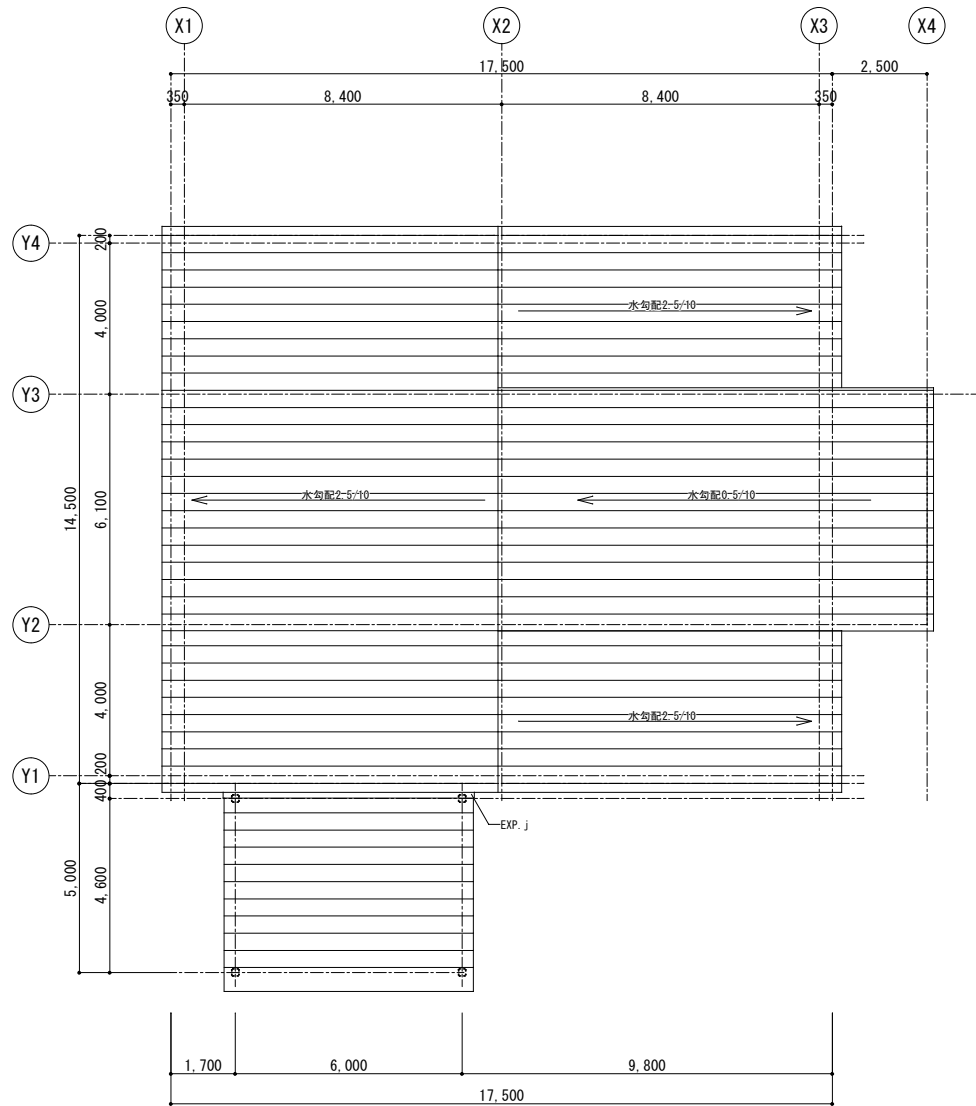
（農業振興課農林業振興室）



DESCRIPTION	 経 IA研究所 INSTITUTE OF INTERIOR ARCHITECTURE INC. 1級建築士登録 第298762号 管理建築士 高橋 義光	SCALE A1=1/100 A3=1/200 DATE 2024. 04	DESIGNED	DRAWN	CHECKED	CHARGED	TITLE	NO. A - 0 6
							蒸留所施設建設工事	
							ショップ棟 平面図・屋根伏図・立面図・天井伏図	



1 階平面図



屋根伏図

法規チェック

蒸留室					瓶詰室				
面積 11.600×13.500+6.500×2.500-1.500×1.000=171.35㎡					面積 2.900×4.500=13.05㎡				
		必要面積	有効面積	補正係数			必要面積	有効面積	補正係数
採光	1/20	8.57	19.75	3.0	1.610×0.800×2=6.5849	ACW-1	採光	1/20	0.66
換気	1/20	8.57	9.96		1.615×0.800×2=2.576	ACW-1	換気	1/20	0.66
排煙	1/50	3.43	5.16		1.615×0.800×2=2.584	ACW-1	排煙	1/50	0.27

※記載無き室の排煙は、告示1436号-四-二-(四)により免除
※原料室は、一時的に利用する形態により非居室とする。

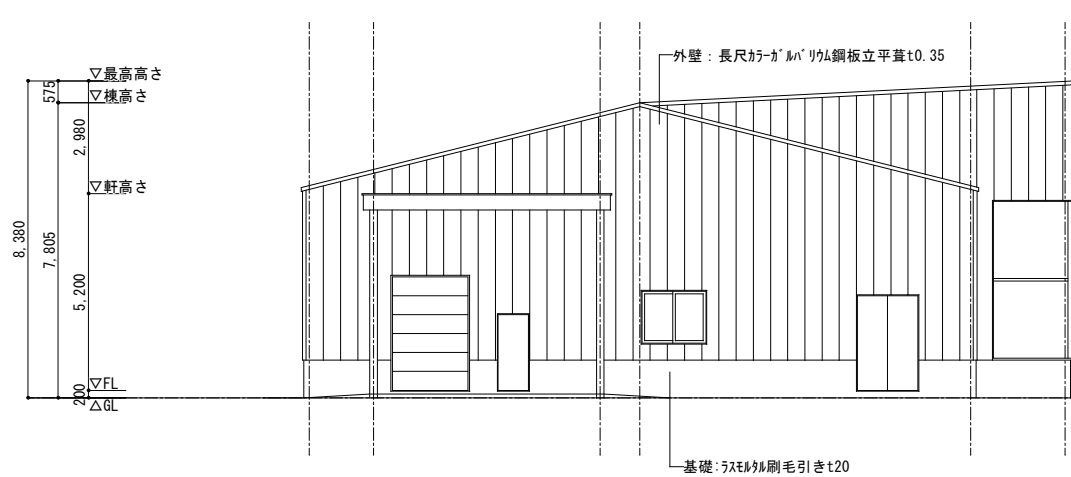
消防無窓判定

階数	床面積	計算式	必要開口面積	建具記号	計算式	有効開口面積	判定
1 階	270.00	270.00 × 1/30	9.000	ACW-1 × 2 ACW-1 × 2	3.29245 × 2 = 6.5849 3.302675 × 2 = 6.60535 計 13.19025	13.19025	OK

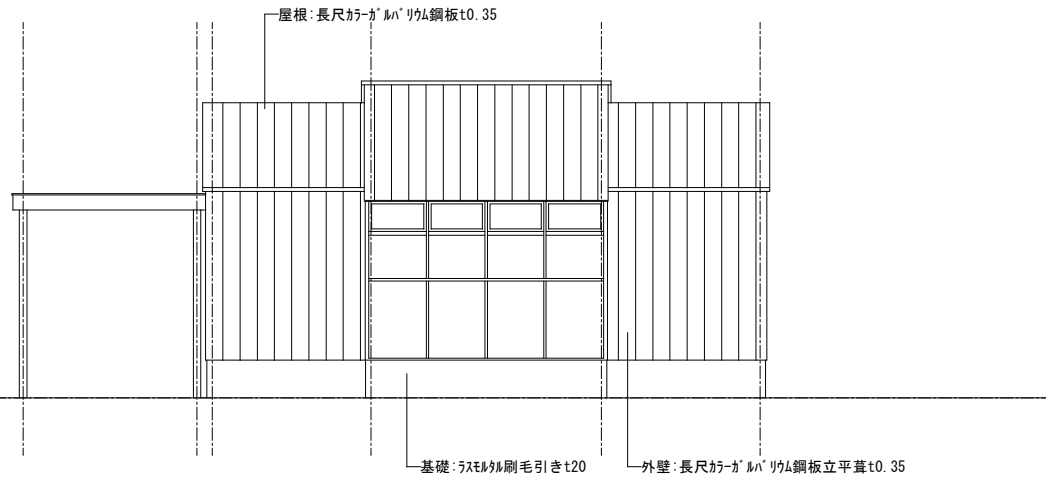
ACW-1 1.610 × 2.045 = 3.29245
1.615 × 2.045 = 3.302675

ー凡例ー

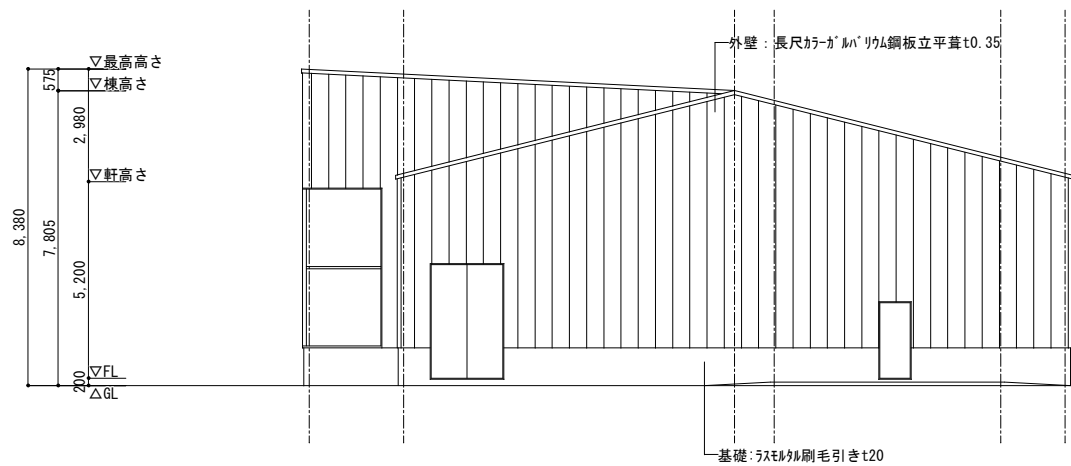
- 軽量間仕切壁
- 床下点検口450角 (7&製) 裏面がレン吹付t50
- 消火器 (埋込BOX型) (消火器は設備工事)
- グレーチング W80
- 建具記号を示す
- 家具記号を示す



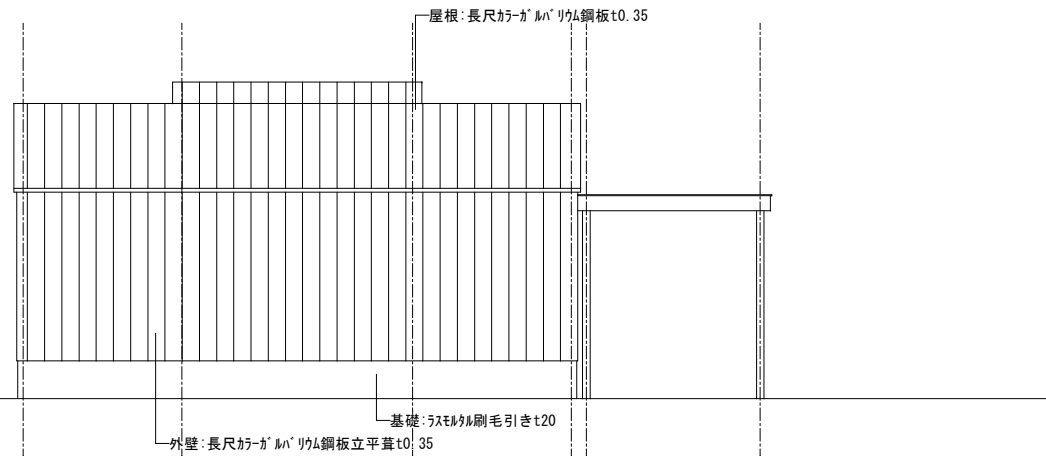
南面立面图



東面立面图



北面立面图



西面立面图

DESCRIPTION



株式会社 IA研究所
INSTITUTE OF INTERIOR ARCHITECTURE INC.
1級建築士登録 第298762号
管理建築士 高橋 義光

SCALE A1=1/100 A3=1/200
DATE 2024. 04

DESIGNED

DRAWN

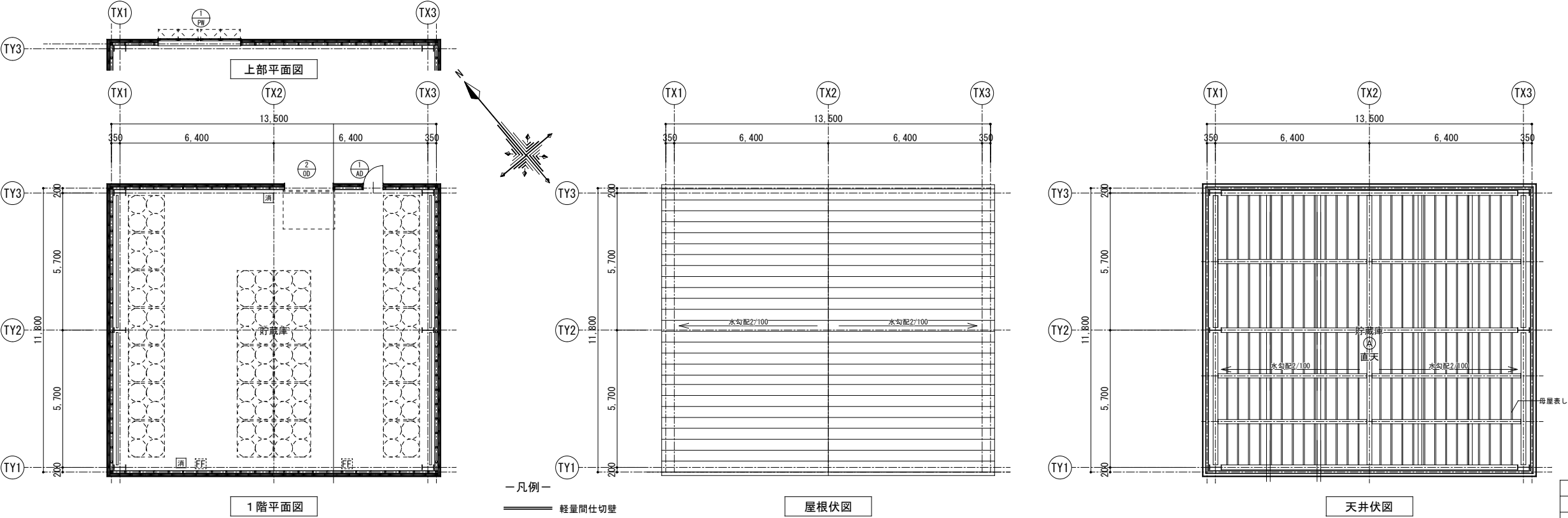
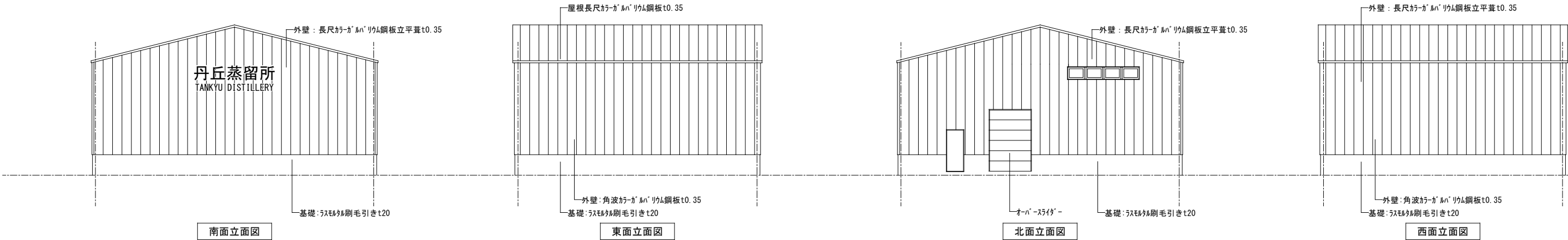
CHECKED

CHARGED

TITLE
蒸留所施設建設工事
蒸留所棟 立面图

NO.
A - 2 5

記 号	① AD	② OD	① PW
数 量	1	1	1
箇 所	貯蔵庫	貯蔵庫	貯蔵庫
形 状			
名 称	アルミ製片開きドア	スチール製軽量シャッター	樹脂製連窓排煙窓（突出し）
仕 様	見込100 耐食アルミニウム合金押出成型材	カラー鋼板、スラットt=0.5	耐候性樹脂押出型材 枠見込90
金 物	レバーハンドル、シリンダー錠、サムターン、丁番、ドアチェック、戸当	ガイドレール、角ケース、座板	アームストッパー、あおり止め、アングルピース、水切、結露受
硝 子	アングルピース、フランス落し、ステンレス沓摺、付属金物一式		オペレーター装置一式、付属金物一式
塗 装			FL3-A16-FL3透明複層硝子 (Low-e)
備 考	電気錠		固定網戸、木四方枠25×110～WUP



- 凡例—
- 軽量間仕切壁
 - 消火器 (埋込BOX型) (消火器は設備工事)

記 号	仕 上	備 考
①	天井裏表し	

林野火災予防運動の実施について

近年、道路交通網の発達、余暇時間の増大によって、山菜採り・ハイキングなど森林への入り込みが増加しており、林野火災の危険性が高くなっております。

特に4月下旬～5月にかけては例年気象台の方から乾燥注意報が数回発令されており、林野火災の発生が懸念されます。

貴重な森林を守るため、入林の際には一人一人が火の取り扱いに十分注意し、また入林する人を見かけたら声をかけるなど林野火災の予防に対するご協力をお願い致します。

なお、東川町では、下記のとおり林野火災予防運動期間を定めますのでご協力をお願いいたします。

林野火災予防運動期間

期間 \ 地区	天人峡・旭岳地区を除く全域	天人峡・旭岳地区
	実施期間	5月1日～6月30日
強調期間	4月21日～6月30日	6月1日～6月30日
無煙期間	気象状況を勘案して別に定めます	

火入れを行う場合は「火入れ許可」が必要です。

森林・原野及びこれらに接近する土地に火入れを行う場合は、東川町より火入れ許可を受けなければなりません。

火入れ実施にあたって

- 火入れを行おうとする場合は、事前に「火入れ許可申請」を役場産業振興課農林業振興室に、「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出」を消防に提出して下さい。
- 林野火災危険期間（4月～6月）中の火入れは極力避けてください。
- 許可を受けた場合においても、乾燥注意報発令中及び無煙期間中は、火入れをしないようご協力をお願いいたします。

（農業振興課農林業振興室）

町内空き家住宅を募集します！

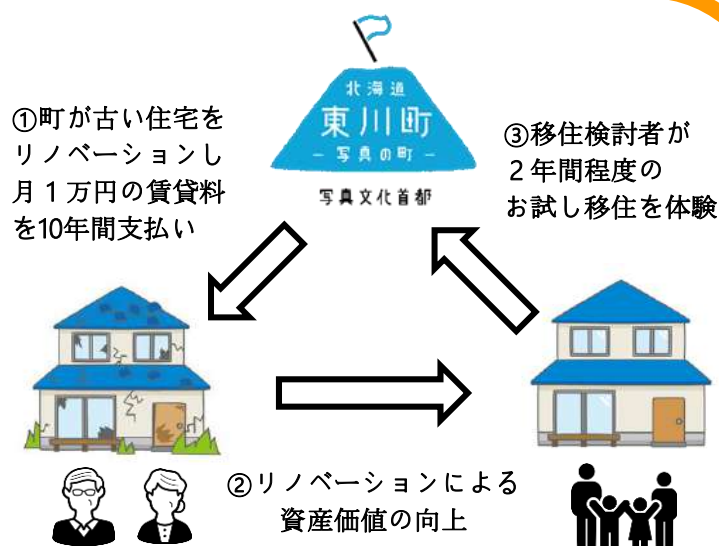
中間管理住宅のお知らせ

「中間管理住宅」とは？

移住定住促進と景観向上を目的として、町内の空き家を整備し、希望者に賃貸する住宅です。

町は空き家所有者から10年間の賃貸契約で借受けし、町がリフォームを行ったあと、新たに移住希望者に対して2年間の貸付を行う制度です。

10年間は月1万円の賃貸料を所有者にお支払いします。契約満了後の10年後には所有者に住宅をお返しします。



【中間管理住宅の効果】

- 子育て世帯等、移住希望者の確保
- 景観の向上

- 空き家の資産価値向上
- 移住希望者の充実した生活の確保
- 等

「中間管理住宅」の申込みについて

①募集期間

令和7年4月30日(水) 17:15まで

②公募空き家の条件

- ・昭和60年以降に建築された東川町内の物件
- ・改修内容については町に一任できること

③町と空き家所有者との賃貸契約期間

- ・移住者入居から10年に達する最初の3月末日
- ・契約期間満了までは賃貸契約の解除は出来ません

④入居者に対する制限

- ・ペットを飼うこと
- ・イベントや展示会などの催しをすること
- ・政治活動、宗教の勧誘行為等
- ・中間管理住宅の使用にふさわしくない行為等

⑤申し込み方法

- ・裏面の申込用紙に必要事項記入の上、下記までお申し込みください。

⑥その他

申し込み多数の場合は選考により決定します。

[様式第 1 号]

年 月 日

東川町長 様

東川町空き家の賃貸借契約申込書

下記の住宅を東川町移住定住促進用中間管理住宅整備事業に申し込みます。なお、私が所有する物件等を東川町長が必要に応じて関係当局の台帳により確認することに同意します。また、私は東川町が実施する物件の改修内容に異議申し立てを致しません。

【申込者記入欄】

年 月 日

申込者氏名	印
現住所	
連絡先	
連絡先（携帯）	
空き家所在地	北海道上川郡東川町

※申込みされた物件が必ずしも当事業の対象となるわけではありませんので、ご了承ください。

※ 以下の枠内には申込者が所有者の代理人として申込みする場合に記入、捺印ください。

【空き家所有者記入欄】

私は、上記の者（申込者氏名に記された者）を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項：東川町空き家の中間管理事業の申込手続きにかかる一切の権限を委任します。

申込みする建物の所在地 北海道上川郡東川町_____

年 月 日

土地建物所有者（委任者） 住所_____

氏名_____印

電話番号_____

※申込書提出後、所有者確認の連絡をとらせていただく場合があります。

Higashikawa Furniture Loan

町内の方も、
※1 町外の方も。
東川町の家具をもっと買いやすく



金利5%分
HUCポイントで
還元※2

分割払い
OK

マイ家具ローン はじめます。

ローン契約後に金利相当分(最大5%)をHUCポイントで一括付与!

日本の五大家具「旭川家具」の生産地東川町。町内の家具事業者からローンで家具を購入すると金利相当分(最大5%分上限10万円分まで)を町が負担する取り組みが「マイ家具ローン」です。ぜひこの機会に東川町内で家具を購入しませんか?

(※1) 条件あり。詳しくは金融機関にお問合せください。(※2) 上限10万円まで。



【問い合わせ】

マイ家具ローンについて / 東川町役場 経済振興課 tel.0166-82-2111 (代)

HUC ポイントについて / HUC 運営委員会 (東川町商工会内) tel.080-4042-2750

read more



マイ家具ローンってなに？

実質手数料が**無料**

金利の**5%**を上限に HUCポイントで還元します！

マイ家具ローン概要

対 象 者：町内在住または町内在勤の方で、東川町の家具事業者で家具を購入された方

※詳しくは金融機関にお問い合わせください。

対象経費：家具購入に係る費用（最低金額 30 万円以上）

特 典：金利 5%相当分を HUC ポイントにて還元（上限 10 万円まで）

融資金額：金融機関とご相談ください

融資期間：6か月以上5年以内

返済方法：元利均等返済（ボーナス併用返済可能）

対象期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の購入対象分まで

家具購入のながれ

step
1



町内家具事業所で
家具の購入を検討

step
2



町内金融機関で
マイ家具ローン契約

step
3



家具事業者にて
家具を購入

step
4



金利相当分を
HUC ポイントにて一括進呈

具体的な支払い例

【町内家具事業所にて 700,000 円の家具購入する場合】

- ①東川町内金融機関で「マイ家具ローン」特別金利契約 60 か月（5 年ローン）
- ②月々 13,209 円 × 60 回 = 合計 792,590 円（金利 5%分の利息 92,590 円）
- ③HUC ポイントで【利息分 92,590 円】をローン契約後一括付与いたします

金融機関について

JAバンク

【JA ひがしかわ】

金利 5 %



【北央信用組合】

金利 3.5%～5 %

※保証料込

マイ家具ローン特別金利のご相談は東川町内の金融機関にご相談ください。

東川町内の企業へ就職する若者を応援！

令和7年度 | 東川町次世代定着化奨学金返還支援事業補助金

【東川町次世代定着化奨学金返還支援事業とは？】

地域経済の担い手となる若者人材が、東川町内に事業所を有する企業への定着を促進するため、大学等を卒業し、町内事業所等に就職した方の奨学金返還金の一部を補助するものです。

【補助対象者】

- ・奨学金の貸付を受け、大学等を卒業又は中途退学した29歳以下の者。(令和7年4月1日時点で29歳以下であること)
- ・町内事業所等において、正規社員等及び非正規社員等、農業者又は個人事業主(商工会に加入)として就業している者。
- ・申請日時点で本町に住民登録がある者。
- ・町税及び下水道料金、町への納入金を滞納していない者。
- ・貸付を受けた奨学金を滞納していない者。
- ・他の奨学金等の返還補助を受けていない者。

【補助金額】

返還金額×1/2以内
(月額上限1万円、年額上限12万円)

会計年度(4月～翌年3月)
に支払った経費が対象！

【申請時必要書類】

- ①認定申請時：認定申請書、就業証明書、同意書、奨学金の貸付を証明する書類の写し、大学等の卒業証明書等の写し又は在学していたことを証明する書類の写し、奨学金の返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し、住民票、その他必要書類
- ②交付申請時：交付申請書、会計年度の奨学金の返還額が確認できる書類、在職証明書、補助金を受け取る通帳の写し、その他必要書類

【申請から交付までの流れ】

1年目	2・3年目	4年目
1.認定申請(8月末まで) ↓ 2.交付申請(3月末まで) ↓ 3.補助金交付	1.交付申請(3月末まで) ↓ 2.補助金交付	1.交付申請(3月末まで) ↓ 2.補助金交付 ※新卒者のみ

【最大3年分(36ヵ月分)対象】

認定申請年度：27歳以下の場合	認定申請年度：28歳の場合	認定申請年度：29歳の場合
3年分(36ヵ月分)対象	2年分(24ヵ月分)対象	1年分(12ヵ月分)対象

補助金の活用をご検討されている場合、経済振興課へご相談ください。

【お問い合わせ先】東川町経済振興課産業振興室 TEL：0166-82-2111



Higashikawa Hometown Friendship Program

東川町出身の学生の皆さまへ新しい制度のご案内

Hometown Friendship Program とは？

Hometown Friendship Programとは、令和7年度より新しく始まる「東川町大学進学奨学助成金」を受給している東川町出身の学生がそのご友人2名までを東川町に招待できる制度です。この制度では、学生の皆さんとそのご友人が来町する際の旅行費（航空券等）および東川町滞在中に町内で利用できるHUCポイントを東川町から提供します。

進学のために地元を離れて努力されている方や、東川町周辺の地域に住みながら勉学に励む方、それぞれが各地域で自分の目標に向かって頑張っていることと思います。この制度は、そんな皆さんが故郷である東川町を大切なご友人に紹介する機会として活用していただき、東川町での滞在を楽しみながら、地元の自慢の場所へ案内したり、これまで気づかなかった町の魅力を再発見する機会となればと願っています。学生の皆さんのお力をお借りしながら、これからの東川町がさらに活気に満ち溢れ、多くの人々から愛され続ける町となればと思いますので、ぜひ、有効にご活用ください。

なお、当制度は奨学金の出資本である株式会社ホクリク様からのふるさと納税を原資として運営しています。

当制度を利用すると...

皆さんの任務 YOUR MISSION

1. 東川町に友人を招待し、町の魅力を紹介する
2. 利用後に東川町での体験についての感想や写真を提出する

1 東川町までの 往復旅行費を提供

※*上川中部一市八町に居住する方を除く。
※居住地域により条件が異なります。
（詳細は後部に記載）

2 東川町滞在中に 町内で利用できる HUCポイントを贈与

※居住地域により条件が異なります。
（詳細は後部に記載）

3 東川町滞在時の 宿泊補助を支給

※上川中部一市八町に居住する方を除く。
※滞在先により補助の種類が異なります。

プログラムに参加するまでの流れ

1 東川町に連れて 行きたい友人に 声をかける

プログラム参加2～3ヶ月前

2 申請フォーム からプログラム に申し込む

申込受理！

3 東川町から 招待状が届く

東川についてリサーチ、
案内プランを考える...

4 いざ、 東川町へ出発！

5 東川町到着！

東川町を案内しながら
町での滞在を楽しむ

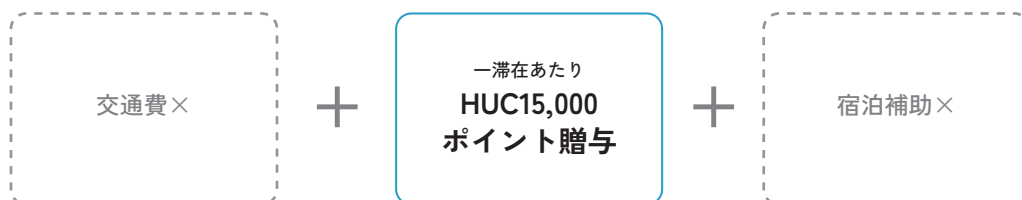
お気に入りスポットを紹介
する、自然の中でアクティ
ビティを楽しむ、町内の施
設や飲食店を巡る...etc.

6 帰宅後、東川町での滞在に ついてアンケートを提出

プログラム参加後1ヶ月以内

Hometown Friendship Program 利用例

1. 道内の学校に通う学生（上川中部一市八町地域に居住）



申し込み〆切
滞在予定日の
1ヶ月前まで

上川中部一市八町地域に居住の方は、交通費と宿泊補助の支給がない代わりに、宿泊の有無に関わらず、HUCポイントを15,000ポイント支給いたします。

2. 道内の学校に通う学生（上川中部一市八町以外の地域に居住）



申し込み〆切
滞在予定日の
2ヶ月前まで

交通費は来町手段に関わらず、**居住地域の最寄り駅から旭川駅往復の鉄道運賃と旭川駅から東川町往復のバス運賃**を現金で支給します。

3. 道外の学校に通う学生（国内）



申し込み〆切
滞在予定日の
2ヶ月前まで

道外の学校に通う学生の場合は、**居住地域の最寄り空港から旭川空港までの往復航空券**および**旭川空港から東川町内を往復するバス運賃**（現金支給）を当事業の担当者が手配し、送付します。（新千歳経由便はご利用できません。）

4. 海外の学校に通う学生



申し込み〆切
滞在予定日の
3ヶ月前まで

海外の学校に通う学生の場合は、**居住地域の最寄り空港から旭川空港までの往復航空券**および**旭川空港から東川町内を往復するバス運賃**（現金支給）を当事業の担当者が手配し、送付します。（新千歳経由便はご利用できません。）

令和7年 国営緊急農地再編整備事業
大雪東川地区【施工】位置図
(数字は工事に係る農区番号)

第二地区 A=71ha

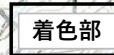
第一地区 A=118ha

大雪東川第二地区

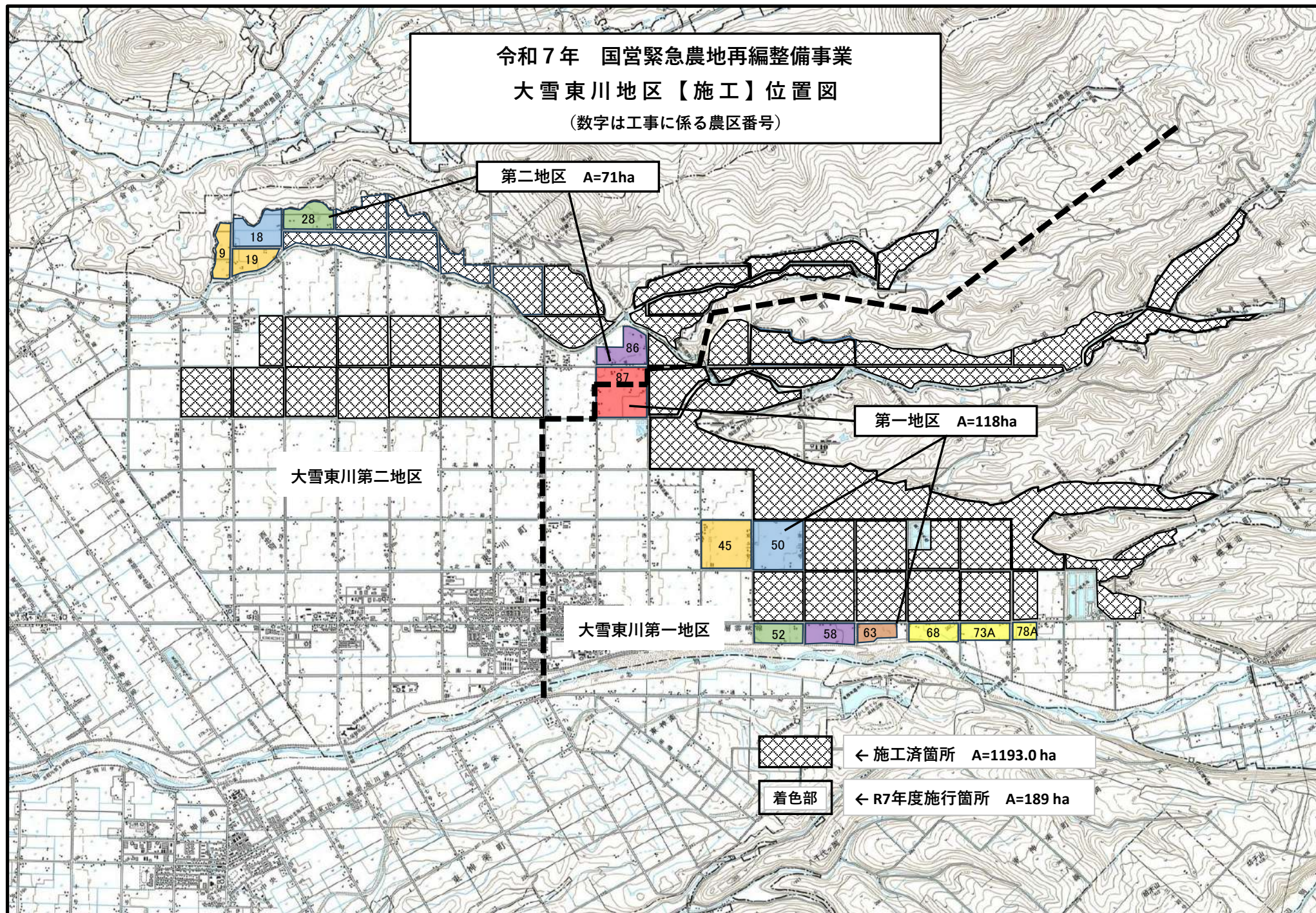
大雪東川第一地区



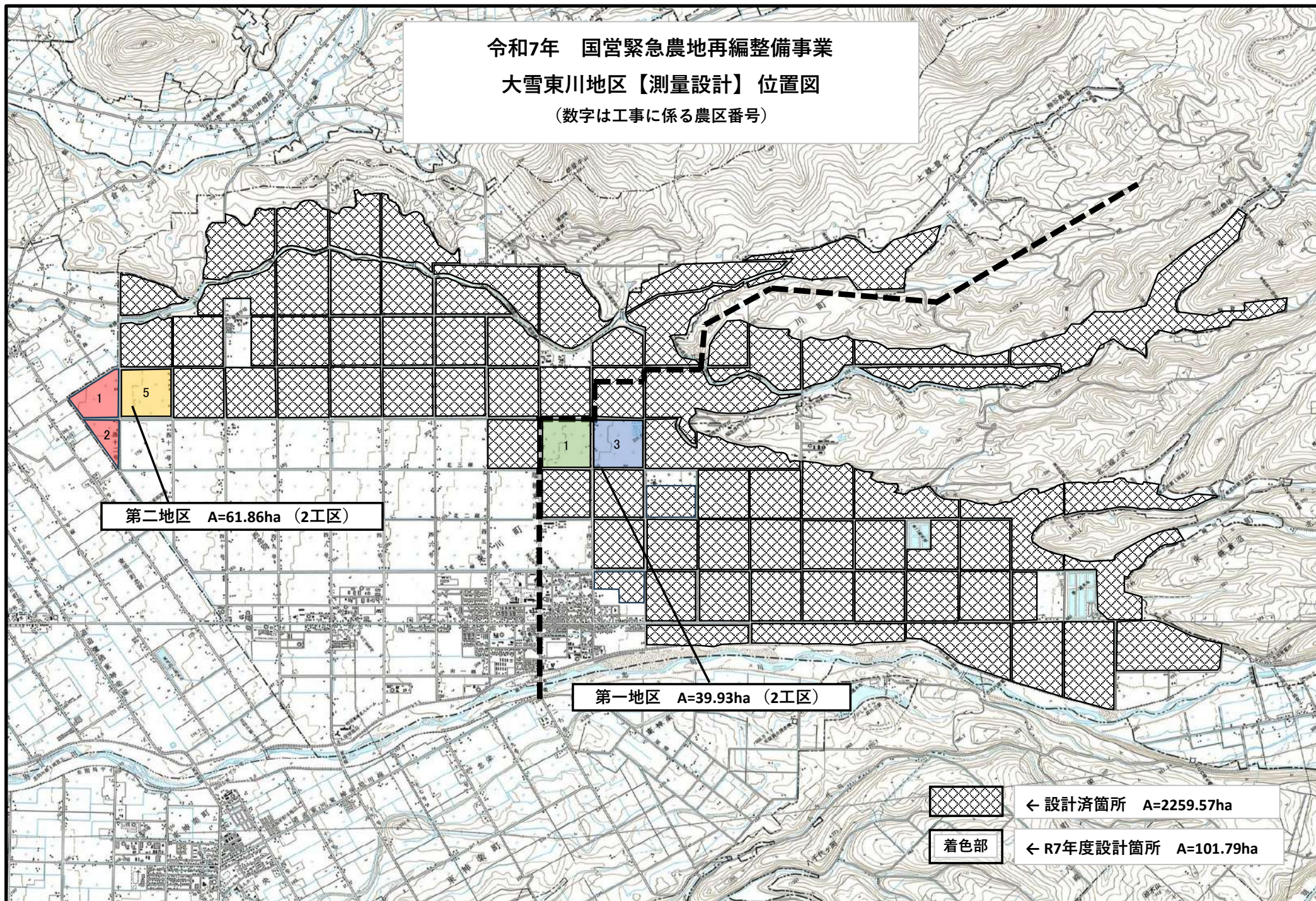
← 施工済箇所 A=1193.0 ha



← R7年度施行箇所 A=189 ha



令和7年 国営緊急農地再編整備事業
大雪東川地区【測量設計】位置図
(数字は工事に係る農区番号)



道営水利施設等保全高度化事業 東川東部高原地区位置図

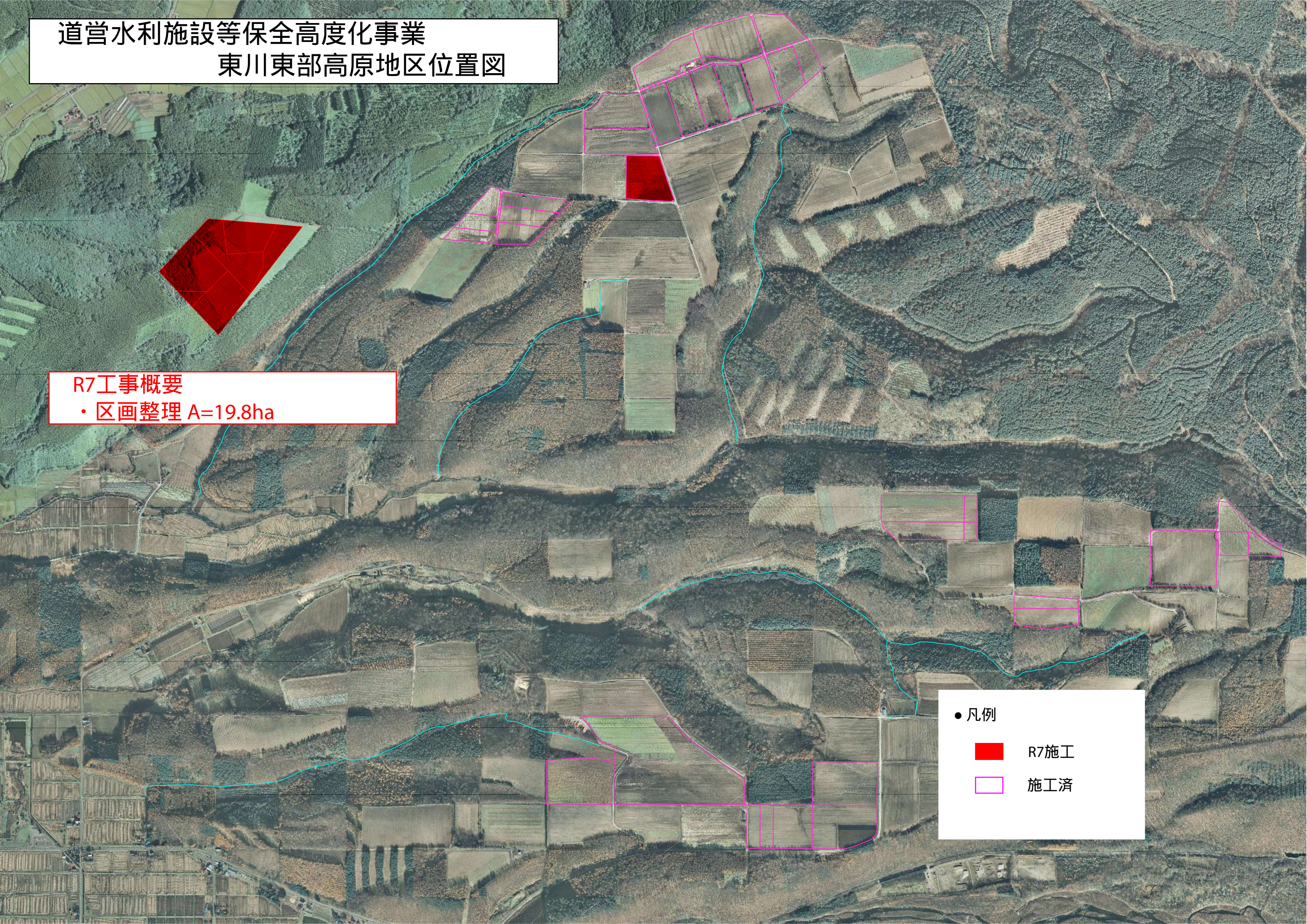
R7工事概要

・区画整理 A=19.8ha

● 凡例

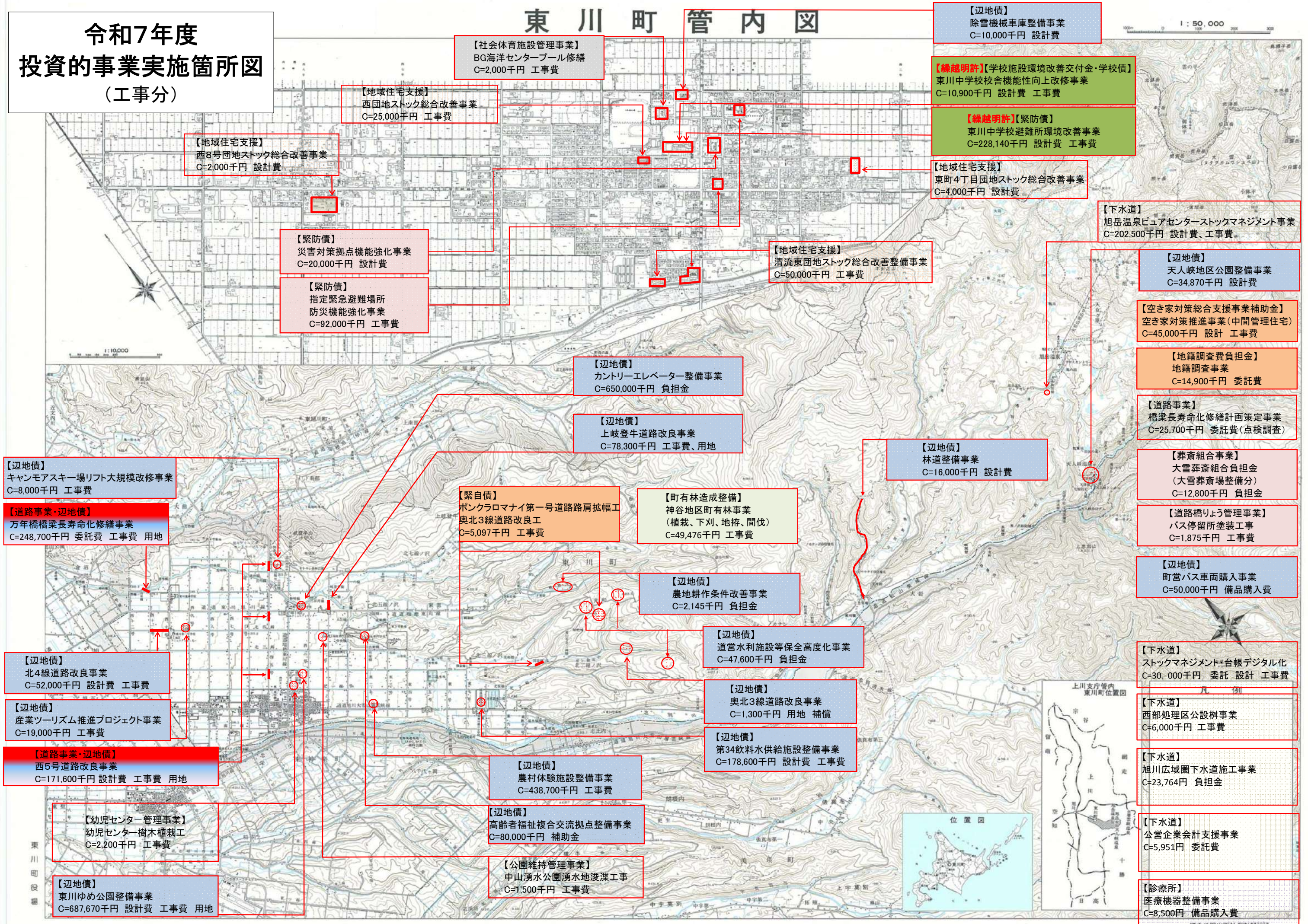
 R7施工

 施工済



令和7年度 投資的事業実施箇所図 (工事分)

東川町管内図



住宅新築の時などに活用できる町の各種資金支援制度—令和7年度版—

東川町では住宅の新築・増改築に係る費用の助成を行っております。

いずれも令和7年度限りの事業です。詳細はホームページまたは要綱をご確認ください。

【お問い合わせ先】

- ①～⑥ 都市建設課
⑦～⑩ 税務住民課

※⑤⑥については、9月末までの募集とします。

予算の執行状況により締め切りとなる可能性がありますのでご注意ください。

補助事業名	対象	要件（一部抜粋） ※詳細は要綱をご確認ください	上限額 対象経費の1/2
①景観住宅建築 支援	木造のカーポート、車庫、 物置の建設費	○住宅本体を新築 ○地域材（道産材）を使用 0.03m ³ /m ² 以上 ○東川風住宅設計指針に適合 ○町内業者による施工 等	50 万円
②きた住まいる 建設推進	きた住まいる住宅の建設 費	○きた住まいるメンバーによる施工 ○きた住まいるサポートシステム登録 ○U A 値 0.28W/m ² ・K 以下 ○C 値 0.5 cm ³ /m ³ 以下 ○地域材（道産材）を使用 0.03m ³ /m ² 以上 ○東川風住宅設計指針に適合 等 【北方型住宅 2020】の基準 ○耐震等級 2 以上 ○高齢者等配慮対策等級 3 以上 ○維持管理対策等級 3 等 全 5 項目 【北方型住宅 ZERO】の基準 ○外皮性能 ○通風、ひさし等の活用 ○高効率設備 ○再生可能エネルギーの活用 ○地域特性を踏まえた脱炭素対策 ○オープンハウス実施 等ポイントによる	町内業者 150 万円 町外業者 100 万円 税の軽減措置を受けられる 二世帯住宅の場合 町内業者 300 万円 町外業者 200 万円 【北方型住宅 2020】50 万円加算 【北方型住宅 ZERO】50 万円加算 フラット 35 子育て支援型対象
③薪ストーブ 設置	薪ストーブの購入費 既存住宅の改修費	○二次燃焼以上のシステムであること ○材質が鋳鉄、鋼板または同等以上の耐久性があること ○二重煙突であること 等	既存住宅 購入費 10 万円 改修費 40 万円 新築住宅 購入費 10 万円
④既存住宅耐震 改修	戸建住宅の耐震改修工事 費	○現行の住宅耐震関係規程と同程度の性能を満たしていないと判断し実施する場合	30 万円
⑤高齢者世帯 リフォーム 支援	リフォーム費用	○次のいずれかに該当する所有者が本人又は 1 親等以内の親族である建築年数 15 年を経過している住宅 ⑦満 75 歳以上の者が居住していること ④満 70 歳以上の者が居住していることかつ、均等割のみ課税対象となっている世帯であること ⑨満 65 歳以上の者が居住していることかつ、非課税世帯であること ※非課税世帯とは高齢者世帯住宅に居住する者全てに、個人町民税所得割及び均等割が課税されないことを示す。 ○町内業者による施工 等	25 万円
⑥高齢者住宅 バリアフリー 改修	バリアフリー改修費用	○満 65 歳以上の方が居住する住宅 ○バリアフリー化を図る工事 ○町内業者による施工 等	25 万円

住宅新築の時などに活用できる町の各種資金支援制度—令和7年度版—

補助事業名	対象	要件（一部抜粋） ※詳細は要綱をご確認ください。	上限額														
⑦合併処理浄化槽設置補助金 （個人対象）	新築及び改修に伴い新設する合併処理浄化槽の設置整備費用	○町内在住または転入予定者 ○住居、店舗等に設置する処理対象人員が 10 人槽以下の合併処理浄化槽 ○指定業者による施工	<table><thead><tr><th></th><th>新築</th><th>改修</th></tr></thead><tbody><tr><td>5 人槽</td><td>39.0 万円</td><td>90 万円</td></tr><tr><td>7 人槽</td><td>47.4 万円</td><td>105 万円</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>66.0 万円</td><td>135 万円</td></tr></tbody></table>		新築	改修	5 人槽	39.0 万円	90 万円	7 人槽	47.4 万円	105 万円	10人槽	66.0 万円	135 万円		
	新築	改修															
5 人槽	39.0 万円	90 万円															
7 人槽	47.4 万円	105 万円															
10人槽	66.0 万円	135 万円															
⑧合併処理浄化槽設置補助金 （事業者対象）	事業用に新設する合併処理浄化槽の設置整備費用	○町内で事業を営む者又は新規に事業を営もうとしている者 ○合併浄化槽の処理人槽に制限なし ○指定業者による施工	補助対象経費の 1/3 以内の額又は以下の金額のどちらか低い額 <table><tbody><tr><td>5 人槽</td><td>39.0 万円</td></tr><tr><td>7 人槽</td><td>47.4 万円</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>66.0 万円</td></tr><tr><td>20 人槽</td><td>100.2 万円</td></tr><tr><td>30 人槽</td><td>154.5 万円</td></tr><tr><td>50 人槽</td><td>212.9 万円</td></tr><tr><td>51 人槽以上</td><td>242.9 万円</td></tr></tbody></table>	5 人槽	39.0 万円	7 人槽	47.4 万円	10人槽	66.0 万円	20 人槽	100.2 万円	30 人槽	154.5 万円	50 人槽	212.9 万円	51 人槽以上	242.9 万円
5 人槽	39.0 万円																
7 人槽	47.4 万円																
10人槽	66.0 万円																
20 人槽	100.2 万円																
30 人槽	154.5 万円																
50 人槽	212.9 万円																
51 人槽以上	242.9 万円																
⑨空き家流動化対策事業	空き家となっている住宅を賃貸又は売買するための費用	【賃貸の場合】 ○当該物件の所有者又は所有者同等の権利を有する者が借受者（使用者）との間で賃貸借契約を締結すること ○借受者（使用者）が町内会組織に加入することを確認していること 等 【売買の場合】 ○当該物件が自己の所有であること ○空き家（土地を含む）の売買契約が 100 万円以上であること ○新たな所有者が町内会組織に加入することを確認していること 等	20 万円														
⑩老朽空き家等解体支援 （特定空家等）	空き家となっている住宅等の解体費	○当該物件の所有が自己の所有又は所有者と同等の権利を有する者 ○東川町空き家等対策計画で位置づけられている C 評価又は D 評価の空き家 ○建設リサイクル法に基づき適正な分別・解体、再資源等を実施すること 等	補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額 又は 25 万円のいずれか少ない額 ただし、アスベスト除去工事が発生する場合、上限額は 50 万円														



令和7年度 東川町大学進学奨学助成金 第1期 受給希望者募集が始まります！

株式会社ホクリク（東京）様からの企業版ふるさと納税を原資にした給付型の奨学金制度です。

未来を担う本町等の子どもたちが地域格差によることなく進学するとともに、優れた人材の育成支援と卒業後の地元定着化及び自身の夢の実現を図ることで地域を活性化するため、国公立の大学及び短期大学等並びに大学への編入、又は海外の大学に進学する学生で、向学心にあふれ、品行方正で学術優秀であると認められる方に対して奨学助成金を交付します。

◆対象：（１）令和7年4月以降、次のいずれかの大学等に進学した学生（ただし、通信教育課程を除く）、又は大学等に在学している2年次以降の学生。

①国内の4年制(6年制)の国公立大学又は海外の大学（本科）

②国内の2年制(3年制)の国公立短期大学

③高等専門学校4年次生、5年次生

④国内の専門学校等（高等技術専門学院含む）

⑤4年制大学への編入

⑥国内の大学院1年次生、2年次生

（２）高校を卒業した30歳未満の学生で東川町居住歴があり、かつ保護者が1年以上東川町に在住していること。ただし、東川高等学校出身者で同校から推薦を受けている場合を除く。

（３）保護者又は本人が税等の滞納がないこと

◆申請時期： **第一期 4月末日**、第二期 9月末日

◆交付時期：第一期 5月末日、第二期 10月末日

◆交付金額(返金不要)：

（１）1年次学生：1人当たり 国内の大学等 500,000 円

海外の大学 700,000 円

（２）2年次以降学生：以下のいずれかの対象金額を原則2か月ごと振込み

①自宅通学：10,000 円/月 又は ②自宅外通学：40,000 円/月

（３）経済対策加算：本年度に限り全ての学生に追加交付 120,000 円

（４）技術者育成加算「ものづくり技術者育成奨学金（町内篤志寄附）」：

技術者として建築系・土木系・木工芸系に進学する1年次の学生に追加交付 100,000 円

◆申請書類：1）交付申請書・2）在学証明書（進学先の学校より）・3）成績証明書（1年次学生：高校より、2年次以降学生：大学等より）・4）口座振替申出書（2年次生以降は変更のある学生のみ）

◆その他：①小西健二奨学金（所得制限あり）との重複受給可能です。

②申請書様式等は東川町教育委員会へお尋ねください。東川町のホームページ（<https://higashikawa-town.jp/>）にも様式等を掲載しています。

◆お問合せ・提出先：東川町教育委員会 学校教育課 Tel0166-82-2111

kyouiku@town.higashikawa.lg.jp

【令和6年度東川高校卒業生向け】 令和7年度 東川町大学進学奨学助成金のお知らせ！

株式会社ホクリク（東京）様からの企業版ふるさと納税を原資にした
給付型（返済不要）の奨学金制度です。

東川町では、未来を担う本町等の子どもたちが地域格差によることなく進学するとともに、優れた人材の育成支援と卒業後の地元定着化及び自身の夢の実現を図ることで地域を活性化するため、国公立の大学及び短期大学等並びに大学への編入、又は海外の大学に進学する学生で、向学心にあふれ、品行方正で学術優秀であると認められる方に対して奨学助成金を交付します。

◆対象：次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 令和6年度東川高校卒業生（ただし、同校から推薦を受けている場合は別途対象）
- (2) 令和7年4月以降、次のいずれかの大学等に進学した学生（ただし、通信教育課程を除く）、又は大学等に在学している2年次以降の学生。（令和7年度は該当者なし）
 - ① 国内の4年制（又は6年制）の国公立大学又は海外の大学（本科）
 - ② 国内の1年制～3年制の国公立短期大学
 - ③ 国内の専門学校等（高等技術専門学院含む）※最大支給期間は卒業翌年度から4年間となります。

(3) 保護者又は本人が税等の滞納がないこと

◆申請時期：第一期 4月末日、第二期 9月末日

※卒業翌年度の上記申請時期に1年次の受給決定を受けなければ、2年次以降の受給はできません。（2年次以降からの受給開始はできません。）

◆交付時期：第一期 5月末日、第二期 10月末日

◆交付金額

- (1) 1年次学生：1人当たり 250,000円（5月末に一括交付）
- (2) 2年次以降学生：以下の区分の対象金額を年2回（5月末、10月末）に分けて交付
 - ① 自宅通学：60,000円/年 又は ② 自宅外通学：250,000円/年

◆申請書類

- (1) 交付申請書
- (2) 在学証明書（進学先の大学等へ申請）
- (3) 成績証明書（1年次：東川高校へ申請、2年次以降：大学等へ申請）
- (4) 税等の滞納のない証明（お住まいの役所等にて申請）
- (5) 口座振替申出書（2年次生以降は変更のある学生のみ）

※申請書類を揃え、申請時期までに、東川町教育委員会へ提出ください。（持参又は郵送）

※様式は、東川町教育委員会窓口で配布、または東川町 HP・東川高校 HP に掲載していますので、ダウンロードしてください。

※次年度以降も在学し奨学助成金の交付を希望される方は、修学年限以内の在学確認のため本年度と同様の手続きが必要になります。

※年度途中で退学・留年・休学をされたときは東川町教育委員会までお知らせください。

◆お問合せ・提出先：東川町教育委員会 学校教育課 TEL0166-82-2111

〒071-1493 北海道上川郡東川町東町1丁目15番3号

雪が解け、空気が乾燥する3月～6月は、林野火災の危険期間です。

林野火災にご注意を！



山火事は 緑の山を 火の海に

原画 共和町立西陵小学校5年
竹田 翔軌 さん

北海道 標語

比布町立比布中央学校6年
千葉 佑莉 さん

※ 原画及び標語は、道が決定した令和6年度林野火災予防に関する最優秀作品です。

山林付近で農作業などされる方へ ◆ごみ焼きによる**火災**に注意しましょう◆

林野火災予防強調期間 4月10日～5月20日

- 空気が乾燥する春から初夏にかけては、林野火災が発生しやすい状態が続きます。
- 林野火災の原因は、ごみ焼きや枯草焼きなど、人為的なものが大半を占めています。

ごみ焼きは禁止！

ごみ焼き行為は、法律※により原則禁止されています。

農業や林業を営む上でやむを得ない廃棄物（稲わらや伐採した木の枝など）の焼却は例外として認められていますが、**関係市町村の指導を必ず受け、火の取扱いに注意しましょう。**

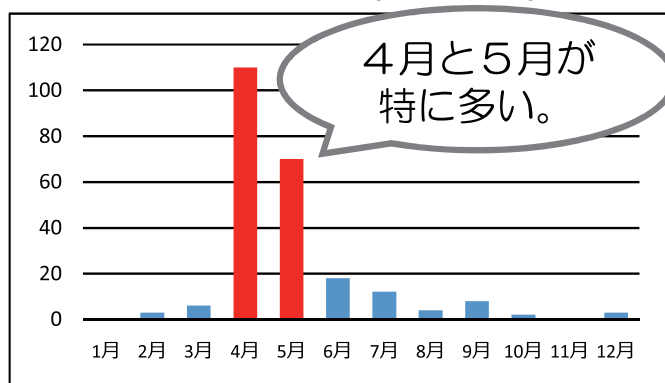
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

【注意事項】

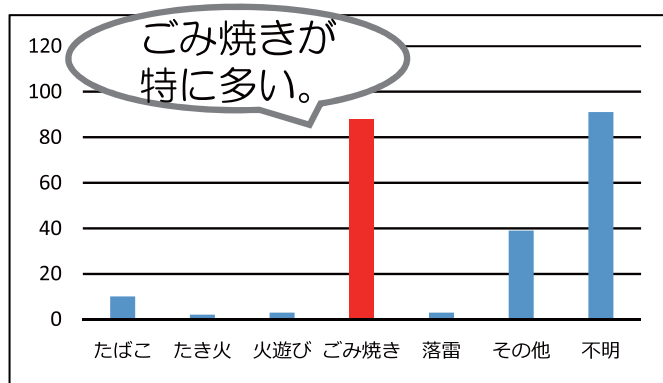
- ・ 強風時、乾燥時は焼却しない。
- ・ 消火の準備をしておく。
- ・ 監視人を置く。
- ・ その場を離れるときは、消火する。
- ・ 一度に大量に燃やさない。
- ・ 火の後始末を必ず行う。

林野火災が起きた原因によっては、賠償責任が発生する場合があります。
林野火災予防強調期間中はもとより、期間外においても林野火災を起こさないように注意してください。

＜月別の出火件数（H27～R6）＞



＜原因別の出火件数（H27～R6）＞



※ごみ焼き：枯草焼きや落葉焼きを含む。

自然災害の備えに 森林保険

森林保険は、あなたの森林が火災や風害などの災害にあったときに手厚い補償を行い、森林の復旧や経営への不安を解消します。

申込み手続き

まずは最寄りの森林組合までご相談ください。

ご相談内容に応じて、ご希望に沿ったお見積もりをご案内いたします。

このチラシに関するお問合せは、下記までお願いします。
最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課林務係 又は、
北海道水産林務部林務局森林整備課整備調整係 011-204-5505

My消防団Diary

いざというとき役に立つスキルが身につく、
世代を超えて繋がりあえる仲間に出会える、
私達の大切な街を守る。

Q.消防団ってなに？ どこの街にもあるの？

消防団は、その地域の方の安心と安全を守るという大切な役割を担っています。消防団員は、消防士とは違い、特別職の地方公務員(非常勤)です。普段は様々な仕事をしながら、地域を守るための活動をしています。

A: 全国の市町村にあります!

地域密着! 地域のことに詳しい
豊富な動員力! 全国で約76万人[※] / 消防士の約5倍
素早い対応! 普段の訓練に基づく迅速な対応

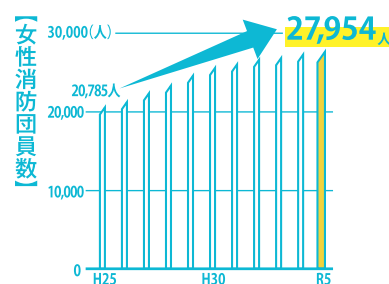
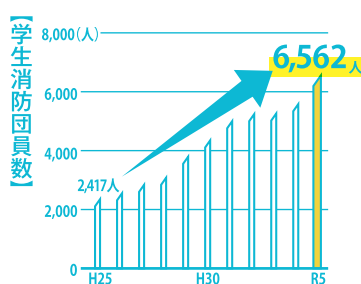
※令和5年4月1日時点

Q.どんな人がなれるの？

A: 地域に住む、または働く18歳以上の方が対象です!

※地域により入団要件は異なります。詳細は各地域の消防団のウェブサイトをご確認ください。

消防団には、会社員、自営業、公務員など、様々な職種の方がいます。最近では、学生や女性の方も増えています。
普段忙しい方でも、無理のない範囲でそれぞれのライフスタイルに合わせた活動ができます。また、大規模な災害のときだけ活動するなど、特定の役割・活動を行う機能別団員制度もあります。



消防団員募集中

消防団についてもっと知ってみよう!



Q.どんな活動してるの?

A: 日頃から地域を守るための活動をしています!

普段は、消火訓練や応急手当訓練など、いざというときに備えて訓練をしています。また、地域の方への応急手当・防火指導など、地域に密着した活動をしています。

火災のときには、消防士と協力して消火活動をしたり、地震や台風ときには、地域の方の避難誘導や救助活動をしたり、様々な災害現場で活躍しています。

平常時の活動例

消火・防災訓練



笠間市消防本部提供

応急手当訓練



笠間市消防本部提供

防火指導



岡山市消防局提供

災害時の活動例

消火活動支援



東京消防庁提供

避難誘導



高崎市等広域消防局提供

Q.活動はボランティアなの?

A: 違います! 報酬があります!

年ごとに支給される報酬や災害活動・訓練に出動した際の報酬などがあります。退職するときには、活動期間に応じて「退職報償金」が支給されます。万が一、消防団活動中にケガをした場合は、「公務災害補償制度」によって補償されます。

Q.入団のメリットはあるの?

A: 色々あります!

- ◎ 防災知識や技術が身につくことで、身近な人を守ることができます!
- ◎ 幅広い世代・職種の方とのつながりができます!
- ◎ 学生の方には、就職活動に使える「学生消防団活動認証制度」があります!
- ◎ 企業にとっては、消防団活動への協力がCSR(企業の社会的責任)活動につながります!

Q.どうやって入団するの?

- ① 「消防団オフィシャルウェブサイト」からお近くの消防団を探す!
- ② サイトに掲載されている連絡先から消防署など担当窓口にお問い合わせる!
- ③ 案内に従い、入団手続きが完了すれば、あなたも「消防団員」に!



気になったら聞いてみよう!



[お問い合わせ先]

【大雪消防組合東消防署 庶務係】

〒071-1545 東神楽町1 5号南3 番地
☎ (0166) 83-0119 FAX (0166) 83-4030
mail: taisetsu.shobo@town.higashikagura.lg.jp



消防団や入団に関する詳しい情報は
【消防団オフィシャルウェブサイト】を
ご覧ください。



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

消防団員の募集について



□東川消防団の団員数

団本部		第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団
本部	女性部					
2名	14名	18名	9名	8名	12名	18名

(令和7年4月1日現在)

□東川町の火災件数 (R6)

8件 (うち消防団が出動した火災 6件)

□消防団 誰になれる？報酬は？どんな仕事？

消防団は **18歳以上の健康な人**であれば、誰でも入団資格があります。さらに、消防団で働けば**報酬**がもらえます。

東川消防団では**標準額で年 40,000 円**、さらに出動すれば、**1 出動 4 時間 4,000 円の出動手当**がプラスされます。

消防団の仕事には、**火災の消火**のほかに、**災害対応、機器の保守、訓練、子どもへの指導**など多様な活動があります。

令和7年度 東川消防団活動計画書

月	予 定 日	行事概要	活 動 内 容	摘 要
4	7日(月)	会 議	正副分団長会議	副分団長以上(女性部 部長・班長)
	20日～30日		(春の火災予防運動)	
	未定	防火広報	防火パレード	分団長以上、機関員
	未定	防火広報	街頭広報	女性部
5	16日(金)	訓 練	石狩川総合防災訓練(事前訓練)	正副団長、各団10名
	30日(金)	"	石狩川総合防災訓練(リハーサル)	" 【旭川市防災センター周辺】
	31日(土)	"	忠別川総合防災演習	" 【旭川市防災センター周辺】
6	上旬	会 議	分団長会議	分団長以上(女性部 部長)
	4日(水)	訓 練	現地教育訓練	班長又は部長以上、入団5年以下団員【東神楽町】
	日～ 日	"	訓練大会事前訓練	全団員
	22日(日)	"	東神楽消防団訓練大会	正副団長
	29日(日)	"	東川消防団訓練大会	全団員
7	4日(金)	訓 練	大雪分会訓練大会	分団長以上(4分団) 【美瑛町】
8	22日(金)		北海道消防大会	団長、第4分団長、第5分団長 【名寄市】
10	上旬	会 議	分団長会議	分団長以上(女性部 部長)
	中旬	研 修	上川管内団長研修会	団長【東京都】
	15日～31日		(秋の火災予防運動)	
	未定	防火広報	防火パレード	分団長以上、機関員
	未定	訓 練	模擬火災訓練	2分団区域、全団員
11	未定	防火広報	街頭広報	女性部
	4日～7日	研 修	北海道消防学校消防団員基礎教育	1分団から1名
	上旬	研 修	管内中堅幹部研修会	中堅幹部2名(第4分団)【名寄市】
12	未定	訓 練	組合消防団幹部訓練	副分団長以上【東神楽町】
	上旬	会 議	正副分団長会議	副分団長以上(女性部 部長・班長)
12	29日・30日	警 戒	歳末防火広報	全団員
1	※5日(月)	礼式訓練	東川消防団出初式	全団員
	※5日(月)	"	東神楽消防団出初式	正副団長
	9日(金)	"	美瑛消防団出初式	団長
	下旬～2月上旬	研 修	正副団長研修会	正副団長 【旭川市】

時期未定

年度末訓練



令和7年5月1日

各町内会長（班長）様

社会福祉法人東川町社会福祉協議会
会 長 柏 原 定 和

令和7年度社協会員会費の取りまとめについて（お願い）

常日頃より社協活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度も地域福祉推進のため、広く地域住民の福祉への参加と会員会費による自主財源の確立を求め、皆さまのご理解とご協力により活動を展開してまいりたいと存じます。

今、急速な少子高齢化、長引く経済不況など厳しい社会環境ではありますが、地域福祉事業を展開する社協の趣旨をご理解いただき、会費の取りまとめ方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 会 費

○普通会员 1世帯当たり 年額1,000円

全世帯の加入をお願い致します。

○特別会員 1世帯当たり 年額2,000円以上

一般有志（公職者、団体役職員、社協評議員、推進委員、町内会長等）

2. 会員名簿 別紙「会費納入者名簿」に記入して下さい。

3. 納入期日 6月6日（金）までにお願いします。

4. 納入場所 東川町社会福祉協議会又は、役場保健福祉課・企画総務課

5. その他

本会の趣旨をご理解の上で、特別会員としてご加入頂けますようお願い申し上げます。

なお、提出頂きました会員名簿につきましては、本会事業運営に利用させて頂き、個人の権利利益を保護するため、厳正に管理を行いますのでよろしくお願い致します。

連絡先

東川町東町2丁目12番10号 共生プラザそらいろ内

東川町社会福祉協議会事務局

電話 82-7505 FAX 82-7301

令和7年度 社会福祉協議会会費納入者名簿

町内会 班 組

☆普通会员（会費1,000円）

氏 名	金 額	氏 名	金 額
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
	1,000円		1,000円
		小 計	戸 円

☆特別会員（会費2,000円以上）

氏 名	金 額	氏 名	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
※本会では、個人情報適切に取扱いいたします。名簿は、本会の事業運営のために使用させていただきます。		小 計	戸 円
		合 計	戸 円

案

東 日 赤
令和7年5月1日

各町内会長 様

日本赤十字社東川町分区
分区長 菊 地 伸
(公印省略)

令和7年度 日本赤十字社費の納入について (お願い)
日頃より赤十字事業の推進につきまして、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本年度も次により、社員の募集(社費の納入)を行いますので、赤十字活動にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。
本社費の納入につきましては、町内会長・班長様にご協力をお願いしたく、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 社 費 社 員 500円以上
(注 500円未満は寄付金扱いとなります。)
特別社員 2,000円以上
2. 納入期限 令和7年6月6日(金)
3. 納入場所 役場保健福祉課、役場企画総務課、社会福祉協議会
4. 名 簿 別紙の名簿に氏名及び金額を記入していただき、社費と併せてご提出下さい。
5. 領収書について(税法上の優遇措置が受けられます。)
領収書については、昨年に引き続き分区から社員の皆様に直接発行することといたしますので、必要な方は事務局までご連絡ください。なお、町内会から提出いただきます別紙「日本赤十字社費納入者名簿」に記載のある方のみ領収書の発行が可能ですので予めご了承ください。
6. そ の 他 社費の合計金額によって、次のような制度があります。

種 別		金 額
特 別 社 員		社費として、一時に2万円以上または毎年2,000円以上で累計額が2万円以上納めた個人・法人
表 彰 状		社費の納入額が10万円以上の個人・法人(団体)
感 謝 状		寄付金品の納入額が一時に10万円以上の個人・法人(団体)
有 功 章	銀 色	社費又は寄付金として、一時(数次)に20万円以上納めた個人・法人・団体
	金 色	社費又は寄付金として、一時(数次)に50万円以上納めた個人・法人・団体
金 色 有 功 章 受章後の表彰		金色有功章受章後、社資として50万円(50万円に達するまでの分納額の合算を認める)以上拠出の都度



【事務局】

東川町保健福祉課内

(TEL)0166-82-2111 (FAX)0166-82-3644

URL: <https://higashikawa-town.jp/>

E-MAIL: hoken.fukushi@town.higashikawa.lg.jp

令和7年度 日本赤十字社費納入者名簿

町内会名 _____

1. 社 員（500円以上） ※注500円未満は寄付金扱いとなります。

氏 名	金 額	氏 名	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合 計			円

2. 特別社員（2,000円以上）

氏 名	金 額	氏 名	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合 計			円

1. 東川町分区では、上記内容を個人情報として適切に取り扱い致します。
2. 社費納入者名簿は、社費をいただいた方の確認など事業推進のためのみ使用させていただきます。
3. この名簿に記載いただいた方のうち、希望者のみに領収書を発行させていただきます。



（日本赤十字社東川町分区）